

官報號外

昭和六十一年三月二十四日

○第百四回 參議院會議錄第七号

昭和六十一年三月二十四日(月曜日)

午前十時三十四分開議

○議事日程 第七号

昭和六十一年三月二十四日

午前十時三十分開議

第一 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余

金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 國際花と緑の博覽会の準備及び運営のため必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)

第四 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員辞任の件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙

一、中央選舉管理委員及び同予備委員の指名

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(趣旨説明)

一、國務大臣の報告に関する件(昭和六十一年度地方財政計画について)並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣第八号)及び地方交付税法等の一部を改正する

○議長(木村睦男君) 佐藤君の動議に御異議ござ

いませんか。

昭和六十一年三月二十四日(月曜日)

午前十時三十四分開議

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

昭和六十一年三月二十四日(月曜日)

午前十時三十四分開議

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

昭和六十一年三月二十四日(月曜日)

午前十時三十四分開議

○議長(木村睦男君) 期満了となる中央選舉管理会委員及び同予備委員各五名の指名を行います。

○議長(木村睦男君) 中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名は、いずれも議長に一任することとの動議を提出いたします。

○議長(木村睦男君) 私は、ただいまの佐藤君の動議に賛成いたします。

○議長(木村睦男君) 佐藤君の動議に御異議ございませんか。

○議長(木村睦男君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

○議長(木村睦男君) この際、お諮りいたします。

山内一郎君から裁判官彈劾裁判所裁判員を辞任いたしたいとの申し出がございました。

○議長(木村睦男君) これを許可することに御異議ございませんか。

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) よって、許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

○議長(木村睦男君) この際、國家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

一、國家公務員等の任命に関する件

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣第八号)

(趣旨説明)

一、國務大臣の報告に関する件(昭和六十一年度地方財政計画について)並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣第八号)及び地方交付税法等の一部を改正する

○議長(木村睦男君) 私は、ただいまの佐藤君の動議に

賛成いたします。

○議長(木村睦男君) 佐藤君の動議に御異議ございませんか。

○議長(木村睦男君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(木村睦男君) 人事官の任命について採決をいたしま

す。

○議長(木村睦男君) 内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) よって、これに同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 次に、原子力委員会委員、原子力安全委員会委員の任命について採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 内閣申し出のとおり、いざれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) よって、いざれも同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 次に、中央更生保護審査会委員の任命について採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 「賛成者起立」

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

○議長(木村睦男君) よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 次に、日本銀行政策委員会委員の任命について採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 「賛成者起立」

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) よって、これに同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 次に、中央更生保護審査会委員の任命について採決をいたします。

○議長(木村睦男君) 内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 「賛成者起立」

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) よって、これに同意することに決しました。

○議長(木村睦男君) 次に、原子力安全委員会委員に大山彰君、御園生圭輔君を、

○議長(木村睦男君) 原子力委員会委員に門田正三君、藤波恒雄君を、

○議長(木村睦男君) 中央更生保護審査会委員に本明寛君を、

○議長(木村睦男君) 日本銀行政策委員会委員に川出千速君を、

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。下大蔵大臣。

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕
○國務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

租税特別措置につきましては、現在進められてる税制全般にわたる抜本的見直しとの関連に留意しつつ、住宅取得者の負担の軽減、民間活力の活用等を通じ内需の拡大等に資するため所要の措置を講ずるとともに、最近における社会経済情勢と現下の厳しい財政事情に顧み、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から租税特別措置の整理合理化等を行うほか、たゞ消費税の税率を臨時措置として引き上げる等所要の措置を講ずることといたしております。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、内需の拡大等に資する観点から、住宅取得者の負担の軽減を図るため、住宅取得控除制度を改め、二年間の措置として、新築または既存の居住用住宅の取得等のための公的資金を含む借入金等の残高を対象として、一定の要件のもとから控除する住宅取得促進税制を設ける等の措置を講ずることといたしております。

第二に、民間活力を活用するため、東京湾横道路の建設に関し、特定会社に対する出資について、一定の要件のもとに、出資額の一〇%相当額を所得控除する措置を講ずるとともに、民間事業者の能力の活用により整備される特定施設について特別償却を認める等の措置を講ずるほか、エネルギー基盤高度化設備投資促進税制を創設する等の買いかえの場合の課税の特例の縮減等の整理合理化を行うほか、登録免許税の税率軽減措置につ

きましても所要の整理合理化を行ふことといたしております。また、国外関連者との取引を通じての海外移転に対処するため、国外関連者との取引に係る課税の特例を設けることといたしておられます。

第三に、法人税率の特例制度について、その適用期限を一年延長するほか、欠損金の繰越控除制度について、直近一年間に生じた欠損金に限り適用を停止する措置を講ずることといたしておられます。

第四に、昭和六十一年度予算における補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環として、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十日までの間、たゞ消費税の従量割の税率を紙巻きたばこについて千本につき四百五十円引き上げる等の臨時措置を講ずることといたしておられます。

その他、中小企業の貸倒引当金の特例制度等適用期限の到来する租税特別措置について、実情に応じての適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしておられます。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。赤桐操君。

〔赤桐操君登壇、拍手〕
○赤桐操君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質疑を行います。

まず、不公平税制の改革についてただしたいと思います。

中曾根總理は、昨年一月との議場で、所得税、法人税等の大幅減税と不公平税制の是正、改革を國民に公約をされました。しかし、その後、政府

税制調査会に税制改正を諮問したことを理由に、六十一年度の税制改正では、税制全般にわたる抜

本見直しとの関連に留意するとの理由で公約をほこにし、税負担の公平化、適正化を先送りしてしまったことは、重大な背信行為であるばかりか、納税者にとってまことに不幸であったと言わなければなりません。

総理、今日の我が国税制の実態は、言い古されたトーゴーサンの税の不公平を初め、連日新聞に報じられる巨額に上る脱税の数々、さらに税制を巧みに利用した節税という名の金融商品のオノペレード等々は、多くの国民に縁がないばかりか、納税者には正直者がばかりを見、まじめな納税者をあざ笑っている税制度と映るのであります。總理の見解を伺いたいと思ひます。

さらに、一読難解、二讀誤解、三讀理解不能とまで酷評される税法によって、納税者の権利を守るよりも、逆に法の網の目をかいぐり、難解である点を利用しての経理操作や税金操作、さらには税金を免れるための利殖といったことが横行し過ぎてはおりませんか。今や不公平な税制に対する国民の不満はその極に達しており、近代租税国家の基盤を揺るがす危険すらあるのではないで

しょうか。自由世界第一位の経済大国と言われる我が国が逆に最悪の財政窮屈に追い込まれていることも、実は多年にわたる不公正で不公平な税制を放置し、一部の大企業や資産家の利益を擁護してきたからにほかならず、政府・与党の責任は大きいと思いますが、総理はどのようにお考えになりますか。

不公平税制の改革は一日の延期も許されない緊急課題であり、六十二年度に先送りすべきではなく、税制全般の見直しの基本路線を踏まえつつ、抜本改革への礎石が打たれるべきであったと考えていますが、御答弁を求まっています。

次に、本題である租税特別措置についてただしたいと思います。

赤桐操君、私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、総理並びに関係大臣に質疑を行います。

まず、不公平税制の改革についてただしたいと思います。

中曾根總理は、昨年一月との議場で、所得税、法人税等の大幅減税と不公平税制の是正、改革を國民に公約をされました。しかし、その後、政府

税制度に欠くことのできない公平と公正の機能を有する程度犠牲にして政策減税を行おうとするものが租税特別措置であることは、今さら申し上げるまでもありません。こうした性格を持つ租税特別措置は必要最小限度にとどめなければならないことは当然であります。大蔵省発表の六十一年度の租税特別措置による減免額の総額は一兆五千六百二十億円に上り、六十年度より三百七十億円も増加することになつております。さらにまた、政

策減税による各種優遇措置が多過ぎることが現行税制を複雑で難解なものにしていることは否めません。

既存の租税特別措置の廃止、圧縮は、税制の簡素化、公平化にあわせ、減税財源づくりや財政再建にも役立つことになり、一石二鳥のはずでありますが、六十一年度の税制改正ではこの面がなお不徹底に終わつたのではないか。現下の財政状況等を勘案すれば、最小限スクラップ・アンド・ビルト方式を基本に据えて、いやしくも租税特別措置が前年度よりふえるようなことは防止すべきだと存しますが、政府の基本的な対応を伺いたいと思います。

さらに、租税特別措置は資本蓄積と企業の競争力強化をねらって設けられたといつても過言ではありません。しかし、終戦後から高度成長期まではさまで変わらず、現在の我が国は既に資本過剰の状況にあり、また企業の競争力は、最近の急速な円高に顕著にあらわれております。しかし、世界屈指の力を備えたことは間違ひありません。こうした状況にかんがみ、租税特別措置の従来の二つの目標による減免税制度を見直し、整理を促進するとともに、新たに国民生活の安定や高齢化社会に対応する施策の面で施行すべきではないかと考えますが、いかがですか。

六十一年度租税特別措置の改正で、まず赤字法人課税の強化策として打ち出された法人税の欠損金の繰越控除制度の停止についてであります。

そもそもこの制度は、企業が営業体として長期的に経営戦略を立てることができるよう配慮さ

れた制度であり、それを一年間に限って停止することとは、租税政策の観点からも邪道であり、赤字法人課税に名をかりた増税以外の何ものでもありません。特定年度に限定しての欠損金繰越停止のやり方は、企業経営上も税負担の公平上も偶然に左右され過ぎるものであつて、思いつきの改悪であり、それゆえに日本税理士連合会などもこのやり方に反対の意向を明らかにしているのではありませんか。

特に、最近の円高で、この停止措置の影響を受ける中小企業は、その多くが経営上の困難を強いられており、それに追いつきをかけるような欠損金繰越停止は決して許されるべきものではありません。むしろ是正すべきは、貸倒実績率と法定積立率の間に依然格差がある貸倒引当金の方でなければなりません。欠損金の繰越控除制度の停止措置の間に依然格差がある貸倒引当金の方でなければなりません。

次に、法人税の暫定税率の延長措置であります。これは五十九年度の所得税減税財源として引き上げられたものであります。昨年度に引き続き二年連続して所得税減税が見送られている以上、期限到来時には従来の税率に戻すのは当然であります。一たん採用してしまえば税務当局のものであつて、採用目的がどんなに変わらうとも税金だけは手放さないということでは、国民や企業の側の税を納める人々の納得が得られないとともに、税制度に対する信頼を失うのではないかと思ひます。藏相の答弁をお聞きいたいと思います。

六十一年度税制改正の中で際立つて問題だと思うのは、たゞこ消費税の引き上げであります。政府は、常日ごろ税制調査会を隠れみのに使ひ、我々が税制改革に対する政府の見解を求めます。たゞこ消費税の引き上げであります。

政府は、常日ごろ税制調査会を隠れみのに使ひ、我々が税制改革に対する政府の見解を求めます。たゞこ消費税の引き上げであります。

引き上げは政府税調に何ら譲ることなく、六十一

年度税制改正答申決定後に、やみ討ち増税を政府レベルで決定するという常軌を逸した行動に出たのであります。全くこれまでの政府説明と矛盾していると言わざるを得ません。内容も手続も言語道断のこの税制改正は、政府の御都合主義で、到底我々が納得できるものではありません。このような御都合主義の税制改正案を認めるとは悪例を後世に残すことになります。

今回の引き上げは補助金削減による地方財源補てんのためとされておりますが、一体いつからたばこ消費税を目的化したのでありますか。

一般税源の目的化に一番反対してきましたのは、ほかならない財政当局であつたはずであります。議会が目的税を設けて特定政策を遂行しようとする、真っ先に財政当局が反対をしながら、六十年度予算編成の詰めの甘さを暴露した、最終段階での財源不足を補うためになら何をやって構わないというやり方は、無責任きわまる態度であり、独善的であると言わなければなりません。撤回を要求いたします。

また、たばこの消費は近年減退傾向にあり、外國たばこと競争激化のもとでの値上げは、民営移行後わずか一年しか経過していないたばこ産業株式会社の財務状況に重大な悪影響を及ぼすことにも懸念されますが、その見通しを明らかにするとともに、勝手なたばこ消費税の引き上げによる民業圧迫の非難に大蔵大臣はどのようにお答えになられますか。また、このやり方は、中曾根内閣の民間企業最優先の経済財政政策にも矛盾しませんか。御答弁願います。

一方、今回の減税の目玉であると言われる住宅取得促進税制であります。内需の拡大が内外からの要請であったにもかかわらず、減税額はわずか三百九十五億円にとどまることは、中曾根内閣の節約一本やりの財政運営の弊害で、力不足との指摘をせざるを得ません。また、国民の住宅取得動機は、税制上の措置もさることながら、将来の収入動向いかんによるところがむしろ大きいので

あり、最近のように所得税減税は見送られる、賃金は抑制される、住宅建設に伴う関連公共費は挙げて受益者負担、こういう状況のもとで果たしてしまったことがあります。内容も手続も言語道断のこの税制改正は、巨額の投資の割には、この事業に免税やその他の税制上の優遇措置を与えることに殊のほか熱心でしたけれども、私は、税制に頼るのではなく、公共投資による誘導効果を期待すべきではないかと思いますが、お考えはいかがでござりますか。

公共投資に当たって今日緊急を要するのは、下水道や住宅などの生活関連社会資本の充実であります。例えば、下水道の普及率はわずか三三%にすぎない実態を總理、藏相はどうに認識しておられるか、今後どのように改善策をおとりになられるか、お尋ねしたいと思います。

また、政府の唱える民間活力がひとり歩きすることによって地価上昇に拍車をかけるおそれもあります。例えば、下水道の普及率はわずか三三%にすぎない実態を總理、藏相はどうに認識しておられるか、今後どのように改善策をおとりになられるか、お尋ねしたいと思います。

最後に、以上申し述べてまいりましたように、今次税制改正は、抜本改革に影響を与えないためによつて地価上昇に拍車をかけるおそれもあります。この理由で解決すべき問題点を先送りしたために、何ら国民の期待にこたえる内容になつておられません。円高デフレを回避し、内需拡大が喫緊の課題である今日、さらには国民の負担の実態を考えるなら、所得税減税の実施は一刻の猶予もあつてはならないと思うのであります。そのためには、我々が要求する二兆三千億円の減税を実施し、国民の期待にこたえていくべきであると思ひますが、總理のこれに対する見解を伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 赤桐議員にお答えをいたします。

まず、不公平税制と税制改革の問題でござります。

(号外)

不公平税制につきましては、臨調答申もございまして、これが改革に毎年度努力しておるところでございます。税制改正につきましては、公平、公正、簡素、選択並びに民活という理念に立脚いたしまして、今、政府税調に諮問しておるところでございます。税制につきましては、やはり何といつても公平を確保するということが最大の眼目であると思い、今後ともその面について努力してまいりますが、執行面におきましても、適正かつ公平な課税を実現するために、税務調査の充実、青色申告者の育成、あるいは記帳制度の定着化等各般の対策を推進していく考え方でござります。

なお、租税特別措置につきましても、税負担の公平確保の観点から、社会経済情勢の推移に応じて必要な見直しを行い、今後も継続していくつもりであります。

昭和六十一年度改正におきましては、租税特別措置等の整理合理化も行ってまいりてきておりましたが、税制の抜本的見直しにおきましても、税負担の公平確保に一層努力する所存であります。今、税調の答申を待つておる状態でございます。

欠損金の繰越控除の問題でございますが、税制調査会の答申を踏まえまして厳しい財政事情を背景にとられたものであり、これはすべて停止するというものではなくして、大企業、中小企業を問わずその一部を停止するというものですのであります。御理解を願いたいと思うのであります。

たゞこの消費税の問題につきましては、地方財政対策の一環いたしまして、補助金等の整理合理化に伴いまして臨時異例的に講じられたものでございます。この点につきましては大蔵大臣からも御答弁があると思います。

民活の対象の問題でございますが、市場経済を

基本とする我が国におきましては、やはり民間部門の活力が経済社会発展の原動力であると考えております。したがいまして、そのための環境整備を行つておるわけでございますが、六十一年度予算及び税制改正におきましても、このような考えまして、方のもとに公共的事業分野への民間活力の導入と方のものに公的な事業分野への民間活力の導入というものを図りまして、国民経済全般として活気を呈するように努力しておるところであります。

その一つが東京湾横断道路でございますが、首都圏の関連する地域への多大な経済効果が見込まれると思います。また、地域開発が適切に行われるよう期待もし、監督もしてまいるつもりであり、特に環境影響評価につきましては慎重に対処していきたいと思つております。

この横断道路事業は多大な経済効果が見込まれ、十分採算も可能であると思います。実施に当たりましては約一兆円に近い民間資金をこれで活用させていただき、さらに民間の経営能力及び技術的能力を活用することといたしております。現下の厳しい財政状況のもとにおきましては内需促進の一つの大好きな項目であると考えております。

この建設的方式につきましては、やはり民間活力を引き出すという意味において、刺激的なあるいはインセンティブを与えるということを誘導的に考えたわけでございます。税制上の特別措置はこのような一つの方法であり、これによりまして内需の喚起、経済成長の促進に資すると考えておるわけであります。

御指摘の下水道や住宅等の社会資本の整備は、国民生活の基盤形成のため極めて重要であり、欧米先進諸国に比しておくれていることもよく承知しております。昭和六十一年度予算におきましては、去年十二月十七日の税調答申で述べられておますが、総理からもお答えがございましたが、厳しい財政事情のもとで、社会経済の推移にも即応しながら、税負担の公平確保の観点から厳しい見直し及び整理合理化を進めてまいりました。今後ともこのような基本的考え方で対処すべきものでございます。ちなみに、昭和六十一年度税制改正におきます企業関係租税特別措置の初年度改正増減収額は差し引き三百七十億円の増収となっております。

次は、租税特別措置についてのもう一つの御質問でございますが、総理からもお答えがございましたが、厳しい財政事情のもとで、社会経済の推移にも即応しながら、税負担の公平確保の観点から厳しい見直し及び整理合理化を進めてまいりました。今後ともこのような基本的考え方で対処すべきだと。したがつて、今度の問題につきましては、地方財政対策としてたゞこの消費税の引き上げが必要であるという観点から、十二月二十日夕刻ぎりぎりこの措置を決定したものであります。

民活の推進と地価との関係でござりますが、持続的な安定成長を達成していくために民間活力を最大限に利用するということであります。が、調和ある对外経済関係の形成にもこれは資すると言えます。このために、公的規制の見直し、東京湾横断道路、明石海峡大橋の建設、あるいは社会資本整備の分野における国有地の有効活用等を図つておりますが、これらの諸施策の推進に当たっては、地価にも十分配慮しつつ民間活動力を活用するように持つていただきたいと思います。

所得税減税については、思い切った大幅減税策を今、政府税調に諮問して、努力していただいているところであります。なお、政策減税等の問題につきましては、今後各党間での協議の推移を見守りたいと考える次第であります。

残余の答弁は関係閣僚からいたします。(拍手)

○國務大臣(竹下登君) 赤桐さんにお答えをいたしました。

まず、租税特別措置はスクラップ・アンド・ビルド方式を基本とすべしという御意見でございました。

連年の厳しい見直しに加えまして、六十一年度においても、価格変動準備金制度を廃止いたしましたほか、特別償却等適用期限の到来するものを中心に、全体として相当程度の縮減合理化を図ることとしたわけであります。ちなみに、昭和六十一年度税制改正におきます企業関係租税特別措置の初年度改正増減収額は差し引き三百七十億円の増収となっております。

次は、法人税の暫定税率の延長問題についてであります。

財政が引き続き厳しい状態にあります中、現在、税調において税制の見直しの作業の中で、法人税の負担水準のあり方にについて審議が行われておる状況にあることを勘案し、上積み税率措置を一年延長することとしたわけでございます。御理解をいただきたいと思います。

次は、たゞこの消費税の引き上げについてでございます。

御説のとおり、六十一年度税制改正においては、去年十二月十七日の税調答申で述べられておりますとおり、抜本改正を前にして、基本的には現行税制の枠組みを動かさないという姿勢で対処すべきだと。したがつて、今度の問題につきましては、地方財政対策としてたゞこの消費税の引き上げが必要であるという観点から、十二月二十日夕刻ぎりぎりこの措置を決定したものであります。

したがって、御説のように、手続等において遺憾な点があるという御指摘については、私どもこの問題につきまして、税調に確かに間に合わなかつたわけですが、十二月二十一日の税調べく今日もなお鋭意努力をしておるさなかであります。

それから、言つてみればたばこ消費税を目的的という考え方でこれをとつたではないかという御批判を交えての御質問であります。

確かに、地方財政対策の一環として、まさに臨時異例的な措置といふ考え方でこれを行つたわけありますので、税制の抜本改革の妨げにならないよう一年限りの臨時異例の措置といたしますとともに、まさに千一百億円につきましても地方交付税に上乗せする。いわばこのことは一年間の措置でありますから、國のたばこ消費税を目的税化するという考え方で行つたものではございません。

次は、外国たばことの競争激化の問題等についての御質問でございます。

最近、喫煙と健康に関する関心が高まつておりますのでたばこ需要は停滞しておりますが、外國たばことの競争激化の影響もあって、國産たばこの販売数量は若干減少ぎみであります。たばこ消費税が引き上げられ、定価改定が行われた場合には、過去の値上げ時の動向から見て、ある程度の販売数量の減少が生ずるおそれがござります。しかし、日本たばこ産業株式会社は、従来から経営の合理化、効率化に努めておられます。そして、制度改訂後は経営の多角化にも意を注いでおられます。政府としては、日本たばこ産業株式会社が従来にも増して経営の効率化や多角化を推進することによって、今回

引き上げの影響が可能な限り吸収されることを期待いたしております。この点につきましても、たばこ産業株式会社の経営者、労働組合とともに、事後において御理解を得るべく努力をいたしております。

それから今回のたばこ消費税の引き上げは、補助金の整理合理化に伴う地方財政対策の一環としての臨時異例的な措置であつて、したがつて国産品と輸入品を問はず、一律に負担をお願いするものであるということは御理解をいただきたいと思います。

それから住宅取得促進税制についてもつとしかりやれど、こういう御趣旨の御質問であります。借り入れ金等の範囲につきましては、住宅金融公庫等公的機関からの借入金をも含む広いものに拡大するほか、足切り限度を廃止する、そしてそれによつて少額の借入者にも効果が及ぶよう配慮するなどの措置を講じておることから見ましても、住宅金融公庫融資の拡充等の措置と相まって、住宅取得者の初期負担を軽減し、住宅建設の促進について相当の効果が期待できると考えております。

次は、下水道等の生活関連社会資本の問題についての御意見を交えての御質疑であります。國民生活充実の基盤となる社会資本の整備につきましては、従来からも配慮してまいつておりますが、六十年度予算においても、制度の充実をめぐらしく対処をいたしております。特に無為無策を避け、収支を合わせるだけの予算編成を重ねてきた結果、六十五年度脱却の目標はねらか、少なくとも数年は延長せざるを得ない事態に追い込まれてゐることであります。

六十年度の補正予算編成の段階で税収不足は四千億円強に達し、現在ではさらにこれが拡大するが、多年にわたつての我が党の指摘にかかるらずに、民活の名称で措置しようとしている東京湾横断道路建設に関しての小手先の改正で幾ばくの内需拡大が図られるのか、経企庁長官にお尋ねしたいのです。

次に、税負担に關して、「増税なき財政再建」もまた單なるスローガンにすぎなかつたことを指摘せねばなりません。さきの五十九年度の所得税減税も間接税等の増税がこれを上回り、五十三年度以降は一貫して増税が行われてきた結果、六十年度の租税負担率は二五・一%に達し、シャウプ税制以来最も高い水準となつてゐます。しかも、この高水準の税負担が、内に大きな不公平を抱えつゝ國民に課せられてゐることを重視せざるを得ません。昨年三月二十七日のサラリーマン税金訴訟の最高裁判決では、補足意見においては、民間の各調査機関の予測をはるかに超えた高い経済成長率をもとに税収が算出されに、下水道整備について申し上げますならば、厳しい財政事情のもとで補助対象事業費を九・二%増としたほか、制度面についても種々拡充を図つたところであります。したがつて、今後とも着実に進めていかなければならぬ課題であるといふ問題意識は十分持つておるつもりであります。

以上でお答えを終わります。(拍手)

○桑名義治君(登壇、拍手)

私は、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま議題となつております租税特別措置法の一部を改正する法律案について、總理並びに

関係大臣に質問いたします。

現在、我が國經濟が直面している課題は、対外的には貿易摩擦を解消するための数々の問題が山積し、対内的には急激な円高デフレによる經濟の失速はどう対応するか、また、依然として悪化の

途をたどつておる財政をどのようにして再建するのか等々、難問が横たわっております。しかし、昭和六十一年度予算、そして今回の税制改正におきましては、これらの山積する課題に対しても、共通して有効な政策手段である内需拡大のための施策が余りにも消極的過ぎることを指摘せざるを得ません。

国民各層がこそつて要求してきた減税要求を昨年に引き続いて見送り、実質上の増税が着々と進行している事實を顧みないだけでなく、内需拡大の観点からも減税の要請にも耳を傾けようとしないではありませんか。今回の税制改正の目玉だと言われる住宅減税にしても、どの程度の効果がもたらされるのか極めて疑問のあるところであつた。そこで強調しておきたいことは、財政再建について政府は何ら具体的な計画を持ち合わせてゐるわけではなく、單に特例公債からの脱却目標を重ねてきた結果、六十五年度脱却の目標はねらか、少なくとも数年は延長せざるを得ない事態に追い込まれてゐることであります。

六十年度の補正予算編成の段階で税収不足は四千億円強に達し、現在ではさらにこれが拡大するが、多年にわたつての我が党の指摘にかかるらずに、民活の名称で措置しようとしている東京湾横断道路建設に関しての小手先の改正で幾ばくの内需拡大が図られるのか、経企庁長官にお尋ねしたいのです。

次に、税負担に關して、「増税なき財政再建」もまた單なるスローガンにすぎなかつたことを指摘せねばなりません。さきの五十九年度の所得税減税も間接税等の増税がこれを上回り、五十三年度以降は一貫して増税が行われてきた結果、六十年度の租税負担率は二五・一%に達し、シャウプ税制以来最も高い水準となつてゐます。しかも、この高水準の税負担が、内に大きな不公平を抱えつゝ國民に課せられてゐることを重視せざるを得ません。昨年三月二十七日のサラリーマン税金訴訟の最高裁判決では、補足意見においては、民間の各調査機関の予測をはるかに超えた高い経済成長率をもとに税収が算出されに、下水道整備について申し上げますならば、厳しい財政事情のもとで補助対象事業費を九・二%増としたほか、制度面についても種々拡充を図つたところであります。したがつて、今後とも着実に進めていかなければならぬ課題であるといふ問題意識は十分持つておるつもりであります。

以上でお答えを終ります。

私は、五十九年度脱却を公約し、その実現が夢に終わつたことで引責辞職せざるを得なかつた鈴木前内閣の前夜と、中曾根内閣の現在とが余りにも

今回増税のうち、赤字法人への課税強化のための欠損金の繰越控除制度の一部停止は、課税理

(外) 報号 官

論上からも全く不合理きわまるものと言わざるを得ません。この控除制度は、法人企業の継続性を維持強化するために当然の制度として認められており、赤字法人といえども、行政サービスを享受している以上、何らかの税負担を求めるなどを全面的に否定するものではありません。しかし、何の理論的根拠もなく、突如として五十九事業年度に生じた欠損金についてはその控除を認めないとする挙に出た今回の措置は、断固として容認できるものではありません。

時あたかも、急激な円高によって輸出関連の中小企業はその存立さえ危ぶまれております。今回の円高はまさに政策的に形成された円高であり、政府はその対策に全責任を負うべきであります。その具体策をここに明確にしていただきたい。そして、これに追い打ちをかけるが如き課税強化策は直ちに撤回すべきであります。総理並びに通産大臣の答弁を求めます。

加えて、今後の円高に対する逆介入並びに公定歩合の第二次引き下げがなされるべきだと考えますが、大蔵大臣の所見を求めます。

理解に苦しむ増税はそればかりではありません。税調答申に見られなかつたたばこ消費税の増税が、これまで突如として打ち出されていることでもあります。これはいかなる理由か。私は、このことにより、今後政府としては税調の答申は尊重するが、政府は政府として信ずるところを堅守とざるを得ません。したがって、税制改正の方向をただした場合、税調に沿つて云々というこれまでのようないまでは今後あり得ないものと考えざるを得ません。

そこでお尋ねいたしますが、六十二年度の抜本改革では所得税の減税規模はどの程度のものであり、何によってその財源を調達しようというのか、その基本方針を伺いたいのであります。

総理は、春に減税率を、そして秋に増税率をと

の日程に固執しておられるようですが、さきにも述べましたように、減税率が発表された後、秋口には大幅な税収欠陥が露呈されるところであります。減税率と巨額な税収不足を両手に掲げて、減税を行うにはこれだけの税収不足を何とか埋め合わせる必要があり、それには大型間接税なしで減税も実行不可能です。よと迫る中曾根総理の表情が今から思い浮かぶのであります。總理、そのようなことは絶対にないと断言できますか。もしそのとおりになつたとすれば、あなたは国民を愚弄することになるのであります。明確な答弁を求めます。

次に、税制改革は六十二年度にということが言われているのであります。國民の重税感や不公平の解消は六十二年度でよいという政府の考え方についてであります。

我々は、事国民の負担という重要な課題については、その是正は一刻も猶豫すべきではないということを確信しているからこそ野党共同の二兆三千億円の減税要求を行つたのであります。六一年中に減税を実行すべきであります。大蔵大臣のこれに対する明確な答弁を求めます。

【議長退席、副議長着席】

また、所得税の抜本改革に当たって、政府税調は四百万ないし八百万円の所得層を中心へ減税するとの考え方から、課税最低限を引き下げて税率を軽減するとの方向を検討しているとのことでありますが、これでは低所得層の負担軽減はなおざりにされることとなり、國民の求める税制改革とはなり得ないと思ひますが、總理、大蔵大臣の所見を求めます。

最後に、我が国はフィリピンに対しては最大の援助国となつてゐるのであります。ところが、伝えられるところによりますと、フィリピンの政変をきっかけに、我が国の対比援助のかなりの部分がマルコス一族の資産形成の役割をしてきたことが明らかになつたのであります。

【國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】

○國務大臣(中曾根康弘君) 桑名議員にお答えをいたします。

まず、六十五年度特例公債脱却の問題でござりますが、この努力目標の達成は容易ならざることであることはよく承知しております。しかし、財政改革の推進はせひともやり遂げなければならぬ国民的課題であると思いまして、今後とも全力を注いでまいります。この旗をおろす考えはございません。この間におきまして、あるいは景気政策、内需の振興あるいは弾力的な金融政策、あるいは国有財産の売却その他あらゆる手段を講じまして、所期の目的を達するよう努めています。

内需拡大の善後策でございますが、六十一年度予算におきましても、厳しい財政事情のもとにございまして、景気の問題についてはやはり相当配慮しておるわけでございます。公共事業費の事業量にいたしましても、昨年の三・七%増に対してもとしは四・三%増というふうに実質的にはよやしくてあります。また、先般の公定歩合の再引き下げにおいては、また、先般の公定歩合の再引き下げに伴いまして、金利水準全般の低下が促進もされております。今後とも、景気の動向等を見守りながら、適切な機動的な経済金融運営に努めながら、財政改革の努力が水泡に帰らないよう、全力を注いでまいります。

円高に対する中小企業対策でございますが、まことに金利五・五%の特別貸し付けを実施いたしましたが、円高により影響を受けている中小企業者に対しては金利五・五%の特別貸し付けを実施いたしております。なお、事業転換の円滑化及び緊急経営安定のための信用補完の特例、税制上の措置等を盛り込んだ特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法を一月二十五日に公布、施行したところでございます。下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用に加え、本年二月に通産省に下請等中小企業対策推進本部を設置いたしまして、親事業者に対する下請取引適正化に関する指導を強化するとともに、下請事業者からの苦情等の受け付け、処理の円滑化等を図っております。今後とも、このよな具体的な対応策はいかにあるべきかお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

【國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手】

○國務大臣(中曾根康弘君) 桑名議員にお答えをいたします。

なお、六十一年度税収については、經濟動向も踏まえて適正に見積もっております。税制改革に従来の抜本的見直しを行いまして、そして今までの税のゆがみ、ひずみ、重税感というようなものを解消して合理化しよう、そう考えておるところではございます。税調の答申を待つて実現いたしましたが、ひずみや重税感とがそういうものがございません。ひずみや重税感とがそういうものでございます。

税制改革の基本方針につきましては、シャウブ以来の抜本的見直しを行いまして、そして今までの税のゆがみ、ひずみ、重税感というようなものを解消して合理化しよう、そう考えておるところではございます。税調の答申を待つて実現いたしましたが、ひずみや重税感とがそういうものでございます。

税制改革的基本方針につきましては、シャウブ以来の抜本的見直しを行いまして、そして今までの税のゆがみ、ひずみ、重税感というようなものを解消して合理化しよう、そう考えておるところではございます。税調の答申を待つて実現いたしましたが、ひずみや重税感とがそういうものでございます。

現段階では文書の内容等を十分検討する必要がありまして、真相、実態が完全に究明される前に同文書の記述を前提として議論することは差し控えたい。ともかく真相の究明に政府としては全力を尽くしておるところでございます。

对外援助の適正かつ効果的な実施については、事前調査の充実、交換公文における援助資金の適

正使用及び施設、機材等の適正な使用、維持の義務づけ、評価活動の充実等の措置を実行しておるところであります。これによりまして、我が国の援助は、全体として開発途上国への経済社会開発、民生の安定、福祉の向上という所期の目的を達成しつつあると認識しております。今後とも、一層適正かつ効果的な効率的な援助を行うよう努力してまいりたいと思います。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず、私に対する質問は、いわゆる為替相場の問題であります。基本的に相場の安定が重要であります。その変化もできるだけならかなことが望ましいと考えます。ただ、介入ということにつきましては、基本的には、相場の動きが急に過ぎたり、乱高下と判断される場合は適時適切に介入することとしておりますが、具体的にどのような場合に介入するかについて述べるということは、為替市場への影響もございますのでお答えをお許しいただきたいと思います。いずれにせよ、いつも申し上げておりますように、為替市場の動向には十分注意を払つておるところでございます。

次は、金利の問題でございます。

公定歩合は、一月三十日、それから三月十日さらに〇・五%の引き下げが行われたところであります。預貯金金利及び短期プライムレートにつきましても、今月の三十一日から同幅引き下げられることになっております。これらの措置によつて金利水準全般の低下が一層促進され、景気の維持拡大に資することが期待されております。今後とも、金融政策の運営については、景気、物価、為替相場、これらの動向や内外の金融情勢等を総合的に勘案して、適切かつ機動的に対処していくことは言うまでもございません。

それから税務当局のいわゆるクロヨン実態の是正ということについての御質問でございます。そもそも国会で議決していただきました税制改

度そのものに、クロヨンということで十把一からげに議論するというものは必ずしも適当ではないと思ひますが、このような言葉に象徴されるような心を呼んでおる。このことについては注視しないければなりません。課税の公平確保は税務行政における最大の重要な課題でありますので、従来から限られた人員のもとで適正かつ公平な課税を実現するため可能な限りの努力を重ねておりますが、今後とも、税務調査の充実、それから青色申告者の育成、記帳制度の定着化等、それから地方税当局、税理士会等民間団体との協力関係、あるいは内部体制の整備、これらを行いまして、一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

それから赤字法人への課税強化のための欠損金繰越控除一部停止の問題でございますが、欠損金の繰越控除制度については直近一年間に生じた欠損金に限り適用を停止すること、本措置は当該年度に黒字である法人について適用されるもので、当該年度において赤字である法人について課税強化をするものではないということ、それから二年前、三年前、四年前及び五年前に生じた欠損金については当年度においても繰越控除できること、それから直近一年間に生じた欠損金は翌期以降は四年間繰越控除の機会が残っていること、これらを御理解賜りたいことであると思っております。それから、たゞ消費税の問題でございます。

○國務大臣(平泉涉君) ただいま御審議をいたしました六十一年度の税制改正におきましては、住宅に関する措置として、住宅取得促進税制度を創設するほか、住宅取得資金に係る贈与税の特例を拡充することといたしておるわけでございまして、こうしたことは、住宅取得者の負担を軽減し、住宅建設の促進について相当の効果が期待できるものと考へております。

また、六十一年度においては、民間活力が最大限発揮されるよう税制、法制度を含めて環境の整備を行うこととし、民間活力を導入した東京湾横断道路等の大規模プロジェクトの推進、民間活力活用による特定施設の整備事業の促進等の措置を講ずることいたしております。こうしたことによつて民間活力の活用が図られ、また大規模プロ

度そのものに、クロヨンということで十把一からげに議論するというものは必ずしも適当ではないと思ひますが、このような言葉に象徴されるような心を呼んでおる。このことについては注視しないければなりません。課税の公平確保は税務行政における最大の重要な課題でありますので、従来から限られた人員のもとで適正かつ公平な課

税を実現するため可能な限りの努力を重ねておりますが、今後とも、税務調査の充実、それから青色申告者の育成、記帳制度の定着化等、それから地方税当局、税理士会等民間団体との協力関係、あるいは内部体制の整備、これらを行いまして、一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

次は、課税最低限を引き下げ、納税者割合をふやし税率を引き下げる、こういう御意見に基づくところの御質問でございます。

所得税負担のあり方の問題については、確かに各界各層からさまざまな意見が出でることは私も承知しております。具体的にどのような階層にどの程度の負担を求めるのが適当かという問題等を含めて、納税者の理解と協力が得られるような

度そのものに、クロヨンということで十把一からげに議論するというものは必ずしも適當ではないと思ひますが、このような言葉に象徴されるような心を呼んでおる。このことについては注視しないければなりません。課税の公平確保は税務行政における最大の重要な課題でありますので、従来から限られた人員のもとで適正かつ公平な課税を実現するため可能な限りの努力を重ねておりますが、今後とも、税務調査の充実、それから青色申告者の育成、記帳制度の定着化等、それから地方税当局、税理士会等民間団体との協力関係、あるいは内部体制の整備、これらを行いまして、一兆六千億円増加するものと見込んでおる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇 拍手〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) 御質問のいわゆる赤字法人課税の問題でございますが、通産大臣の所見を求められておりますけれども、これは厳しい財政事情のもとで暫定的にやむを得ない措置である、こう考えております。

それから円高による輸出入面で影響を受けておる中小企業者に対する対応策でありますが、総理がお答えをいたしましたので、ちょっと補足をいたしますと、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法を二月二十五日に、実は皆様の御協力を得て成立をさせ、公布をし、施行をいたしました。三月四日には業種指定を行いました。したがつて、この法案の活用により、円高で影響を受けておる中小企業者に対する対応策であります。これがお答えをいたしましたので、ちょっと補足をいたしますと、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法を二月二十五日に、実は皆様の御協力を得て成立をさせ、公布をし、施行をいたしました。三月四日には業種指定を行いました。したがつて、この法案の活用により、円高で影響を受けておる中小企業者に対する対応策であります。それがお答えをいたしましたので、ちょっと補足をいたしますと、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法を二月二十五日に、実は皆様の御協力を得て成立をさせ、公布をし、施行をいたしました。三月四日には業種指定を行いました。したがつて、この法案の活用により、円高で影響を受けておる中小企業者に対する対応策であります。

さて、御質問のあります御説明申し上げておきます。こうしたことは、住宅取得者の負担を軽減し、住宅建設の促進について相当の効果が期待できるものと考へております。

また、六十一年度においては、民間活力が最大限発揮されるよう税制、法制度を含めて環境の整備を行うこととし、民間活力を導入した東京湾横断道路等の大規模プロジェクトの推進、民間活力活用による特定施設の整備事業の促進等の措置を講ずることいたしております。こうしたことによつて民間活力の活用が図られ、また大規模プロ

いたい、そう考えております。(拍手)

○副議長(阿久根登壇 拍手) 近藤忠孝君。

〔近藤忠孝君登壇 拍手〕

○近藤忠孝君 私は日本共産党を代表いたしまして、租税特別措置法の一部改正案について總理並びに関係大臣に質問いたします。

歴代自民党・政府は、大企業が主に利用する受取配当益金不算入、株式時価発行差益非課税、記当課税措置、海外投資損失準備金など、各種特權的减免税の相次ぐ創設によって大企業の税を减免し、その資本蓄積を促進するとともに、所得税の面でも利子配当課税の総合課税見送りや株式売買益に対する非課税など、資産家優遇を強め、その総額は年額四兆円以上にも達する状況であります。

ところが一方、勤労国民に対しても連続所得減税を見送るなど、生活費に食い込む過酷な課税を続けてまいりました。夫婦子供二人の標準家族の課税最低限が、大蔵省の計算によりましても、額に汗して働く事業所得者の場合百五十四万円と異常に低く抑えられているのに対し、配当所得者は五百十三万円まで非課税と優遇されている事実が端的に示しているのであります。これら大企業、大資産家優遇にこそ日本における不公平税制の中心問題があり、ここにこそメスを入れるべきではありませんか。特にこの八年間、実質的な所得減税がないため、国民の負担は耐えがたいところにきているのであります。加えて、対米追随、国民犠牲の日米貿易摩擦対策による円高不況は中小企業を直撃し、倒産が相次いでおります。そのため今日、真の内需拡大、すなわち国民総支出の六割を占める個人消費の拡大こそ最重要の緊急課題であります。

政府は六十一年度予算の最大の柱を内需拡大に置くとしておりますが、そのための最も効果的な措置である国民の消費購買力を高める方策は何らとつておりません。それどころか、逆に老人保健

の改悪など、福祉、文教予算の削減、所得減税の見送りによる勤労者への実質的大増税によって、消費購買力抑制の予算となっているではありませんか。それに対し我が党は、六十一年度予算に対する組み替え要求で、社会保障関係費八千億円、文教費三千億円の増額などとともに、所得税、住民税合わせて二兆五千億円の大幅減税を軍事費の大削減など具体的な財源を示して要求いたしましたが、政府はこの提案、とりわけ大幅減税に対する国民の強い要望に改めて謙虚に耳を傾けるべきではありませんか、答弁を求めます。

総理は、六十一年度について、「春に減税案」を口にしております。しかし、それは専ら参議院選挙への思惑から出たもので、春の減税はおいただけ、選挙後には財源額をはるかに超える大増税を用意しているではありませんか、正直にお答えいただきたいのであります。

政府は、さきの予算委員会で、社会保障費の特別会計の創設に意欲を示しました。これは、社会保障関係の収支をすべてバランスシートに計上し、一般会計の負担を減らしていく一方、不足する資金を大型間接税の導入によって帳じりを合わせようという計画であります。政府はこのようないことを考えておりますか。たとえ名称が変わり、使途が福祉に限られようと、財源として低所得者ほど負担が大きい大型間接税を導入することは社会福祉の理念に反するのであります。

社会保障は、憲法第二十五条に定めるとおり、本来、国の基本的責務であり、一般会計で最も優先的に確保すべき歳出であって、先進主要国で特別会計制をとっている国が一体どこにありますか、答弁されたい。そしてまた、この構想は財政の果たすべき所得再分配の役割を全く否定するものだと思いますが、総理並びに大蔵大臣、厚生大臣の見解を求めてます。

第一は、政府が民間活力の最大の柱として打ち

出した東京湾横断道路建設についてであります。当初、総理は、これについて免稅債の発行に強い執念を燃やしましたが、これは余りに無謀といふことで退けられ、割引債の発行となつたものであります。しかし、通常三五%の税率に対し、一

六年という低率であり、主として高所得者が恩恵を受ける金持ち減税という点では同じではありませんか。勤労者に対する減税を見送りながら、なぜ特定民間企業の資金調達のために優遇措置を認めたのか、答弁を求めるものであります。

この横断道路の建設に当たりましては、割引債を含む政府保証事業債三千八百億円、國からの無利子の資金一千二百五十億円を含む道路開発資金を二千五百億円など、税、財政、金融の面で至れり尽くせりの手厚い措置が講じられる一方で、完成後には、採算のめどが立たないことから公団に引き渡すことになつていています。うまみの運営によってはあります。

第三に、本法案は、このほか、民間活力の名のもとに数多くの大企業向け特別措置を新たに設けております。民間促進のための特別償却制度、エネルギー基盤高度化税制、テレコム減税、民間鉄道整備準備金等、数え切れないほどあります。これは税制の不公平を一層拡大するものではありませんか。また、政府の特別措置整理という方向に逆行するのではありませんか。

第三に、政府は、法人の欠損金の繰越控除制度の適用停止措置をとり、いわゆる赤字法人課税に一歩乗り出しましたが、一体、政府は赤字法人をどう把握しておりますか。赤字法人の大半は中小企業であり、とりわけ今日、政府がつくり上げた

政府は実施すべきであるにもかかわらず、中小企業予算を減らし、その上位に課税強化で追い詰められたのは、冷酷な中小企業見殺しと言わべきではありませんか。

第四に、政府は、地方財政への犠牲の押しつけのつじつま合わせの財源策として、大衆負担のたばこ消費税の増税を強行しましたが、これは税制改正のルールを無視したものであり、政府が間接税を安易な増税の手段と考えていると言わざるを得ないではありませんか。政府の当初の方針であつた退職給与引当金や貸倒引当金の是正が財界や金融機関の強い反対によって見送られました。赤字法人課税やたばこ消費税引き上げと比較して、これは余りにも不公平ではありませんか。なぜこうしたことになつたのか、責任ある政府の答弁を求めるものであります。

最後に、住宅減税についてであります。

この措置によって住宅取得者のローン負担が幾ばくか軽減されることはあるても、我が國の住宅政策の基本問題、とりわけ土地問題の解決なしに歴然としているのであります。これが中曾根流の民活なのでありますか。総理はこれをモデルにして今後このような方式をさらに推し進めようとしているのか、答弁を求めるものであります。

第二に、本法案は、このほか、民間活力の名のもとに数多くの大企業向け特別措置を新たに設けております。民間促進のための特別償却制度、エネルギー基盤高度化税制、テレコム減税、民間鉄道整備準備金等、数え切れないほどあります。これは税制の不公平を一層拡大するものではありませんか。また、政府の特別措置整理といふ方向に地価はウナギ登りに高騰しております。また、この土地投機の裏には、銀行の土地融資の拡大、財テク大企業による土地買い占めがあります。国民のための住宅政策の根本は、これら投機的土地買い占めに対する規制を強化すると同時に、質の高い公共住宅の大量建設、公団、公社、自治体による良質で低価格の宅地開発などの施策を進めることがあります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 近藤議員にお答えいたします。

まず第一に、内需拡大のための方策でございまが、六十一年度予算におきましては、厳しい財

政事情のもとで、一般公共事業の事業費の確保、住宅減税の実施、住宅金融公庫の貸付戸数の増加、あるいは民間活力の導入による東京湾横断道路、明石海峡大橋の建設着手等、予算、税制等に係る内需拡大のための措置を講じて実施しているところであります。

所得税の問題については、現在、政府税調に諸問題しており、精力的な作業をしていただいている。政策減税等の問題につきましては、今後の各党間での協議の推移を見守りたいと思います。

次に、税収の問題でございますが、今回の税制の抜本的見直しは税収増を目的とするものではない。これは、重税感とかあるいは長い間の不合理性を是正するため主として行っておるものであります。

次に、社会保障特別会計の構想でございますが、一つの示唆に富んだお考えであると思いま。しかし、国の財政構造全体にもかかる問題でもありますので、慎重な検討が必要であると思います。

その財源につきましては、いろいろ考え方はあるようございますが、政府等におきましても、関係方面の御意見について慎重に検討すべきものと思います。

次に、社会保障の財源と所得再配分機能の問題でございますが、今後経済の増大が見込まれる社会保障の財源をどういう形で賄うかは幅広い角度から検討すべき問題であり、その際に所得再配分機能の問題も含めて検討すべきであると考えております。

東京湾横断道路につきましての御質問でございますが、これは資金と技術は民間活力を大いに活用する。しかし、このためにある程度のインセンティブを与え、誘導政策を加味しまして、民間が十分力を発揮するような環境を造成するという考え方で立ちまして諸般の政策を実施した次第であります。

割引債の問題もその一つでございます。公団を活用しましたのは、やはり今のような立場に立ちまして、漁業権の問題であるとか、あるいは公共団体、地方団体との話し合いの問題であるとか、どころであります。

所存であります。

「國務大臣竹下登君登壇、拍手」

○國務大臣(竹下登君)　まず、私に対する御質問ですが、このうち公共的仕事については公団を活用する事が合理的である、それによって円滑に推進することができます。

建設の方式につきましては、民間の資金、民間の経営能力及び技術能力を十分活用する効率的な事業実施を期待しておる次第であります。本方式を他にも適用するかどうかについては、今後の検討課題であります。

欠損金の繰越控除の一部停止の問題につきましては、既に御答弁申し上げたとおり、これは全部停止するのではなく、大企業、中小企業を問わずその一部を停止するものであります。

中小企業対策につきましては、先ほど来申し上げましたように、六十一年度の一般会計中小企業対策費については精いっぱいの配慮を加えてきたところであり、今後、円高等国際的な環境変化への的確な対応あるいは情報化時代への総合的対応等についてもきめ細かく配慮してまいります。

たゞ、消費税につきましては、これは補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環として臨時異例的に行うものであります。

さらには、法人税の繰越欠損控除制度の一部停止及びたゞこの消費税の臨時的引き上げ等は、それぞれ税調答申の考え方を踏まえまして、あるいは地方政府対策を踏まえて、事前にあるいは事後に税調の御了承をいたして行つたものであり、適切な考えであるとは思つております。

住家問題を解決するための措置をいたしましては、総合的な住宅政策を今まで推進してまいりましたが、六十年度におきましても、住宅減税、公共賃貸住宅の的確な供給、住宅金融公庫の融資条件の改善等を図るとともに、第五期住宅建

設五年計画に基づきまして、住宅建設の促進を図り、国民の居住水準の一層の向上に努めていく所存であります。

○國務大臣(竹下登君)　まず、私はに対する御質問としてございました、いわば課税ベースの広い間接税、こういう問題の逆進性とかいろいろな御意見がございましたが、課税ベースの広い間接税について、この税のみを取り上げて逆進性の問題を議論するということは適当ではないと考えております。やはり税体系全体、さらには歳出面をも含めた財政全体としてどうなるか、このよう

なことを総合的に観点から判断すべき性格のものであろうというふうに考えております。

ただ、主要先進国で特別会計制度をとつておる国はあるが、こういう御質問でございましたが、厚年や健康保険といった個別の制度については、我が国でも特別会計を設置して運営を行つておるところですが、アメリカ、イギリスにおいてどうしても、社会保険全般に係る広範な経費につい

ます。

これは手続上の問題よりも、近藤さんのおっしゃいましたのは、言ってみれば、とかく間接税といふものには痛税感が伴わないから手をつけやすい

性格を持つのではないか、こういうような御意見があつたかと思いますが、今回の措置はまさに臨時例外的に行うものであります。実際問題としては、手続き等におきましては、前回も申し上げてお

りますとおり、いささか税調答申の後であつたと

いえ、私どもも遺憾に考えておるところであ

ります。ただ、間接税の増税に際しても国会の

チエックというものがござりますので、いわば安

易に流れやすいとそういうことを日本の仕組みの中で

必ずしも一概に言うべきものではないではなかろ

うかとも思います。

それから都心部の地価の問題についてござい

ますが、不動産融資につきましては、その公共

性、社会性にも十分配慮するよう、かねてから指

導をいたしております。昨年八月、国土庁から

要請もございまして、土地取引に投機的なものを

助長するようなことがないよう、金融機関に対し

て絶えず注意を促しておるところでございます。

(拍手)

○國務大臣(今井勇君登壇、拍手)

このお尋ねでございますが、先ほど總理からも御

答弁がございましたが、社会保障の予算は、高齢化の進展や年金の成熟化等によりまして、毎年相

当規模の当然増が避けられないという性格を持

ております。このような社会保障予算につきまし

て、一般会計から切り離して、社会保障に関する

給付と負担の関係を明確に示すということは示唆

に富んだ考え方であると思います。しかしながら

ら、この問題は、國の財政構造全体にも、また、今後の社会保障の進め方にも極めて大きくかかわる問題でありますので、この考え方を含めまして、幅広い角度から検討を十分行ってまいりたい、こう考えておるものでございます。(拍手)

〔國務大臣 山崎平八郎君〕

近藤議員にお答え申

し上げます。

ただいま大蔵大臣からも地価規制につきまして取引上のお話がございましたが、地価は全国的に大変安定しているわけでございますが、東京都心三区の商業地等一部の地域におきまして高い地価上昇が見られまして、これが住宅地等他地域へ波及することが懸念されておるところでございます。このため、国土庁におきましては、東京都と地価高騰対策についての検討を鋭意進めているところでございます。今後とも、土地取引動向の監視の徹底等に努めますとともに、国土利用計画法の運用に万全を期してまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。(拍手)

○副議長(阿久根登君) 柳澤録造君。

〔柳澤録造君 拍手〕

○柳澤録造君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対して、中曾根内閣総理大臣を初め、関係各大臣に御質問をいたします。まず第一に、大型消費税についてであります。総理は、さきの施政方針演説において、税制について、社会経済情勢の著しい変化から生じたさまざまがみ、ひづみ、重税感等を解決すべく、抜本的見直しが必要だと述べておられました

が、総理は具体的にどのような点を指してゆがみ、ひづみと言い、抜本的見直しが必要であると言われたのであります。さらに総理は、昨年の国会審議において、製造から小売に至る各段階に投網をかけるような大型消費税は行わないと言弁されおりましたが、この考え方は今も変わらないと理解してよろしいでしょうか。

このごろ総理が、EC型付加価値税にもいろいろあり、すべて否定されるものではないと発言されているようで、いざかが氣になります。この際、仮に税調がEC型付加価値税を答申してきても、そのような大型消費税は採用しないと断言し、昨年の御見解を堅持していることを表明していただきたいと思います。

第二としては、所得減税についてであります。

我が民社党は、昨年度も所得減税を実施しましたので、六十年度は何としてもこれを実現させなければとして、約二兆円の所得減税を要求しましたが、政府はこれを無視しました。これでどうやって国民の税からの重圧感を取り除くことができるのか、全く理解に苦しむものであります。どう考へても国民は納得できません。税制の抜本的改正を唱える以上、この機会にサラリーマンの税金に対する不満、クロヨンという言葉に代表される不公平感を解消して、総理の言う公平、公正を実現させるため、サラリーマンにも確定申告を認め、源泉徴収にするか確定申告にするかの選択をさせるべきであります。あわせて、家庭で働く主婦の夫への貢献を評価して、いわゆる二分二乗方式を採用するよう、この二点を提言しますが、総理並びに大蔵大臣の御所見を求めます。

第三としては、住宅減税であります。千萬円が限度であります。しかし、その程度の金額で入手できる家がこの東京のどこにありますか。前後の人々の収入から考へるならば、せいぜい二千萬円が限度であります。しかし、その程度の金額で入手できる家がこの東京のどこにありますか。

今回の政府案は、総理もみみちないと発言されたようですが、全くそのとおりであり、内需拡大のためにも住宅建設を積極的に推進すべきであります。そのため次の具体策を提言いたします。第一、建築の容積率を改めること。二、借入金残高の一%控除を二%とすること。三、控除期間の三年を五年に延長すること。四、減税対象を住宅取得金額とすること等々、思い切った対策をとるべきであり、大蔵、建設両大臣の御所見を求めます。

第四としては、法人税についてであります。昭和五十九年度から、特例として法人税に一・三%の上乗せ課税をしてきました。これも本年度で終わるはずでありますのに、さらに一年延長するというのはどういう発想なのであります。

第五としては、法人税についてであります。昭和五十九年度から、特例として法人税に一・三%の上乗せ課税をしてきました。これも本年度で終わるはずでありますのに、さらに一年延長するというのはどういう発想なのであります。

第六としては、税金に対する不公平感を解消して、総理の言う公平、公正を実現させるため、サラリーマンにも確定申告をさせるべきであります。あわせて、家庭で働く主婦の夫への貢献を評価して、いわゆる二分二乗方式を採用するよう、この二点を提言しますが、総理並びに大蔵大臣の御所見を求めます。

国民は税金を納めるべきであります。だが、その国民の納めた税金に対する不公平感を解消して、総理の言う公平、公正を実現させるため、サラリーマンにも確定申告をさせるべきであります。あわせて、家庭で働く主婦の夫への貢献を評価して、いわゆる二分二乗方式を採用するよう、この二点を提言しますが、総理並びに大蔵大臣の御所見を求めます。

国民は税金を納めるべきであります。だが、その国民の納めた税金に対する不公平感を解消して、総理の言う公平、公正を実現させるため、サラリーマンにも確定申告をさせるべきであります。あわせて、家庭で働く主婦の夫への貢献を評価して、いわゆる二分二乗方式を採用するよう、この二点を提言しますが、総理並びに大蔵大臣の御所見を求めます。

崩壊に通じるものであり、それでもよろしいのが、大蔵大臣の責任ある答弁を求めます。

第五としては、政府と税調の関係についてあります。

税制に関する場合は、国会審議の場において、総理もよく、税調で検討してますからと発言しますが、これは税調査会を隠れみにしている態度であり、一国の総理として、また税制の最高責任者大蔵大臣としてるべき態度ではありません。まことに遺憾のきわみと言わざるを得ません。それでいて、たゞこについては税調の答申後に政府だけ勝手に値上げを決めて提案していません。それがどう理解したらよろしいのか、全くわかりません。また、昨年秋、自民党の村上調査会が、非課税貯蓄制度を廃止して、低率分離課税の導入によって課税対象の拡大を図るよう検討しました。これがどう理解したらよろしいのか、全くわかりません。また、昨年秋、自民党の村上調査会が、非課税貯蓄制度を廃止して、低率分離課税の導入によって課税対象の拡大を図るよう検討しました。これがどう理解したらよろしいのか、全くわかりません。

大蔵大臣も、よく、税調で検討してますからと発言しますが、これは税調査会を隠れみにして

いる態度であり、一国の総理として、また税制の最高責任者大蔵大臣としてるべき態度ではありません。まことに遺憾のきわみと言わざるを得ません。それでいて、たゞこについては税調の答申後に政府だけ勝手に値上げを決めて提案していません。それがどう理解したらよろしいのか、全く

わかりません。また、昨年秋、自民党の村上調査会が、非課税貯蓄制度を廃止して、低率分離課税の導入によって課税対象の拡大を図るよう検討しました。これがどう理解したらよろしいのか、全く

わかりません。また、昨年秋、自民党の村上調査会が、非課税貯蓄制度を廃止して、低率分離課税の導入によって課税対象の拡大を図るよう検討しました。これがどう理解したらよろしいのか、全く

国鉄ですか交通公社に対し切符代金の五名を手数料として払っているのです。政府がこのようなお上意識の感覺でいる限り、税金を納める者の苦しみなどわかるはずがありません。

総理並びに大蔵大臣、国民の税金に対する不満は今や爆發寸前にあると言つても過言ではありません。國民の税金に対する不満に対し謙虚に耳を傾け、國民がクロヨンという言葉を口にしないで済むような抜本的税制改革を断行すべきであり、そのことを実行する勇氣ある決断と強い決意表明を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 柳澤議員にお答えいたします。

まず、抜本的見直しの必要性の問題でございますが、我が國の税制については、産業就業構造の変化、所得水準の上昇、平準化、そのさまざまな社会経済の著しい変化を背景といたしまして、最近ではクロヨンとかトーゴーソンとか、あるいは必要経費の問題であるとか、さまざまな論議がなされて、重税感あるいはゆがみ、ひずみ、こういうことが論ぜられておる、政府もこれを無視することはできない、そういう意味におきまして、今慎重に検討していただいておるところでございます。

大型間接税の問題については、政府は全く白紙であります。ただ、税制調査会がその検討領域に入れているということは私たちも承知しております。しかし、税制といふものは、やはり国民性になじむ社会経済体質に合つたものでないと長続引きはしない。そういう意味におきまして、前に取引高税をやりまして非常に失敗をいたしました、

そういう経験もよく反省をいたしまして、慎重に行うべきものであると考えております。

次に、サラリーマンの確定申告の問題であり、そういう御議論も一つの御議論であると考えております。しかし、現行の源泉徴収というやり方は、昭和三十七年二月二十八日の最高裁の判例でも述べられておりますように、能率的かつ合理的と、そう言わており、サラリーマンの方からは便利であるという声もなきにしもあらずであります。これらにつきましては、税調の検討結果を踏まえまして適切に処理したいと思います。

二分二乗の問題につきましても、同じように税調で今検討しておる最中であると承知しております。ただし、このやり方は、やり方によりましては家庭の主婦に非常に有利であるが職業婦人には不利になる、そういうことが一般的にも言われておられます。これで、税調が開かれるということになります。今後、税調におきましてさらに振り下げると思ふに考へております。

税調を隠れみのにしているのではないかという御質問でございますが、法律で正規に決められた機関に正規の諮問をしておりまして、その検討結果を待つて我々が政策をつくり上げているのであります。今までして、決してそういうものではございません。

たゞ、消費税につきましては、補助金等の整理合理化に伴う地方財政対策の一環としての臨時条例のものでございまして、大蔵大臣が隨時御説明申し上げているところおり、時間的都合で十二月二十一日の税調の総会に事後で追認していただいたところ、この経緯を持つておるものなのでござります。

税制改革は、今国民が全般的に強く望んでおるのことは、年収四百七十五万円の夫婦子二人の給

を目指しまして、国民の喜ばれるような大きな基本的な税制改革に取り組むべく、かたい決意で臨む考えでございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問、まず第一が、サラリーマンにも確定申告の道を認めるべきではないか。

これは、総理からもお答えがありましたように、手間を省くことができるなど便宜で合理的な制度であるということは事実ですが、過日、税制調査会の専門小委員会から報告が提出されまして、その中では給与所得の実額選択控除が示唆されており、その場合には、サラリーマンにとっても確定申告の道が開かれるということになります。今後、税調におきましてさらに振り下げる検討が行われるというふうに考へております。

それから二分二乗方式、これも総理からお答えがございましたが、これもさきの税制調査会に示唆されており、その場合には、サラリーマンにとっても確定申告の道が開かれるということになります。今後、税調におきましてさらに振り下げる検討が行われるというふうに考へております。

たゞ、税調におきましてさらに振り下げる検討が行われるというふうに考へております。

それから法人税率の上乗せ分の問題でございまして、合意におきまして、今後、各党間における実務者間で結論を得るとされております。それについて

合意におきまして、今後、各党間における実務者が、これは法人事の負担水準のあり方にについて審議が行われておる、今日抜本的な。したがって、上積み税率措置を一年延長するということにいたしたものでござりますので、財政事情のあること等御勘案をいただきたいと思っております。

それから欠損金の繰越控除の一部停止の措置

は、これはまさに直近一年間に生じた欠損金に限

り適用を停止する。当該年度において赤字である

法人については、課税強化ということにはならな

い。当該黒字の法人は、二年、三年、四年及び五

年前に生じた欠損金につきましては、当年度にお

ける繰越控除ができる。それから直近一年間に生じた欠損金は、全く繰越控除できなくなるわけではありません。かなり大きな規模であると言わざるを得ません。それから控除期間の三年間を通じて住宅取得促進税制の改正減税額は約一千億にも及びますので、現下の厳しい財政事情のもとでござります。

そこで、翌期以降四年間繰越控除の機会が残っております。そういうふうに考えております。

それから税調答申後にたばこ消費税を引き上げることについて、総理からお答えがございました。まさに十二月二十日夕刻、今回の措置を

いうふうに考へております。

それから税調答申後にたばこ消費税を引き上げた問題につきましては、総理からお答えがございました。まさに十二月二十日夕刻、今回の措置を

決定し、二十一日、税調総会にお諮りして追認をいただいた。そして、各方面へもその後それを理解を求めるための努力を今日もいたしております。

それから利子非課税貯蓄制度の問題につきましては、税制の全般的な見直し作業の中におきまして、それぞれのあり方について、さらに金融の国際化、自由化の進展といったさまざまの事情に配意しながら検討が進められる課題であるうといふように思います。

それから最後に、源泉徴収事務に対して手数料を払うべきではないか、こういう御議論でござります。この議論は絶えずちゅうだいいたしておる議論であります。一つには、源泉徴収の制度は徴収方法として能率的かつ合理的である。二番目には、この徴収義務者の徴税義務は公共の福祉によつて要請されたものである。これらの理由から補償をするものではないというふうに最高裁に判示されたところでございますので、したがつて手数料を交付するというふうなことはこれららの理由により考えておりません。(拍手)

○國務大臣(江藤隆美君) 住宅減税につきましては、大蔵大臣からお答えがありましたから重複することは避けたいと思いますけれども、今年度の、六十一年度の財政の厳しい中で、減税の大部 分は実は住宅減税であったということは御承知おきいただいておることだと思います。

先般来、公定歩合の引き下げを行いました。五・五%のものを五・六・八%を六・

四。こうしますというと、マンションを購入した人が払い上がるまでに、大体金利だけで百三十万程度その利益をこうむるということになるのではなかまいませんか

ないかと思ひます。

したがいまして、そうしたいわゆる金利の問題、それから融資条件の緩和、面積あるいは所得、そういうものの緩和、それからもう一つ減税と、三つがやはり柱になると思います。したがいまして、總理も、さらに今後の税制改正で抜本的に住宅減税は見直したいとしばしば予算委員会でも表明しておられますし、また、今大蔵大臣から申し上げられましたように、与野党の間でこれらは、住宅減税はもつと詰めていくということです。

この議論は絶えずちゅうだいいたしておる議論でありますから、そのよりよき成果を実は見守らして

いただきたい、こういうふうに考えております。

それからもう一つは、土地の有効利用、それから高層住宅の時代に来たのだからもつと容積率を見直したらどうかということをあります。

にそのとおりであります。しかし、なかなかもつて無条件にというふうにもまいりません

で、一例を東京都に当てはめてみますといふと、

東京二十三区内の土地所有者の実態というの

は百平米未満が四四・五%あるのです。三十坪足らず

の所有者というのが四四%,半分近くある。それからもう一つ、住宅を建てるときに道がなければいけないわけであります。本当に四メーター以上なければ今の基準に合わないのですけれども、既に家が建つてあります。これが、本当に四メーター

の道路に面して建つておる住宅というのが東京都内で実は四割あるわけです。

ですから、そういうところはやたらと、その人だけ容積率を見直してやつて、高いものをしゅっ

と建てさせるというふうにはなかなかまいりませんわけございまして、しかしこれほどのビルの需要があるわけありますから、先般来もしばし

は東京都と相談もいたし、私自身も都知事さんとお会いして、また今後も御相談するわけあります。ですが、良好ないわゆる区画整理をやっていく、それから都市の再開発をやっていく、それで道路をよくする、下水道を整備する、しばしば国会で問題になつておる都市公園の整備をする。そういう社会資本の整備することによっていわゆるビルの高層化を図つていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。(拍手)

○副議長(阿見根登君) これにて質疑は終了いたしました。

これにて午後一時十十分まで休憩いたします。
午後零時三十二分休憩

午後一時十二分開議

○議長(木村睦男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、日程に追加して、

昭和六十一年度地方財政計画についての國務大臣の報告並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正す

る法律案(閣法第八号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。小沢自治大臣。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○國務大臣(小沢一郎君) 昭和六十一年度の地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所

在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての趣旨説明

第三回

第一回、現下の厳しい財政環境のもとで、今後

の税率を引き上げることとしております。

官報号外

三年間の暫定措置として国庫補助負担率の引き上げが行われることとなりましたが、これに伴う地方財政への影響額一兆一千七百億円に相当する額について財源の補てんを行うことが必要となりましたので、地方たばこ消費税の税率引き上げ、地方交付税の増額及び建設地方債の増発により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう措置しております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、財源の重點配分に努め、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、その特性を生かした地域社会の形成を進めるとともに、住民生活に直結する施策の推進、住民生活の安全の確保等を図ることとしております。

このため、内需拡大の要請にこたえつつ、住民生活に身近な生活関連施設等の計画的な整備を図るため地方単独事業費の確保に配意するとともに、福祉施策、教育、文化振興対策等の推進を図ることとし、これに必要な財源を確保し、また、過疎地域等に対する財政措置を引き続き講ずることとしております。

第四に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行ふとともに、国庫補助負担金について補助単価の適正化等の改善合理化を進め、さらに年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう必要な財源をあらかじめ確保することとしております。

以上の方針のもとに、昭和六十一年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は五十二兆八千四百五十八億円となり、前年度に対し二兆三千八百八十七億円、四・六%の増加と

ございましたが、これに伴う地方財政への影響額一兆一千七百億円に相当する額について財源の補てんを行うことが必要となりましたので、地方たばこ消費税の税率引き上げ、地方交付税の増額及び建設地方債の増発により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう措置しております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、財源の重點配分に努め、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、その特性を生かした地域社会の形成を進めるとともに、住民生活に直結する施策の推進、住民生活の安全の確保等を図ることとしております。

このため、内需拡大の要請にこたえつつ、住民生活に身近な生活関連施設等の計画的な整備を図るため地方単独事業費の確保に配意するとともに、福祉施策、教育、文化振興対策等の推進を図ることとし、これに必要な財源を確保し、また、過疎地域等に対する財政措置を引き続き講ずることとしております。

第四に、地方行財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、定員管理の合理化及び一般行政経費等の抑制を行ふとともに、国庫補助負担金について補助単価の適正化等の改善合理化を進め、さらに年度途中における事情の変化に弾力的に対応できるよう必要な財源をあらかじめ確保することとしております。

昭和六十一年度の地方税制の改正に当たりましては、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るとともに、地方税負担の公平適正化の推進に努めることを基本としております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、第一に、地方税法の改正であります。住民負担の軽減及び合理化を図るため、個人住民税について、低所得者層の税負担の実情を勘案の上、所得割の非課税限度額を引き上げるとともに、居住における特別障害者の介護等に配慮して、同居の特別障害者による配偶者控除額及び扶養控除額の引き上げを行なはが、不動産取得税について住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置の適用期限を延長することとしております。

また、地方税負担の公平適正化を図るために、事業所税の資産割の税率を見直すとともに、固定資産税等の非課税等特別措置の整理合理化を行なうこととしております。

さらにも、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として、昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十日までの間に限り、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率を引き上げることとしております。

第二に、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置並びに首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置につきましては、都道府県分の利子補給措置及び市町村分の国庫補助金に關する法律の改正でありますが、国有林野に係る市町村交付金の特例措置の整理合理化を図る

なっております。

次に、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和六十一年度の地方税制の改正に当たりましては、最近における地方税負担の現状及び地方財

等の改正を行うこととしております。

そのほか、所要の規定の整備を図ることとしております。

これらの改正により、昭和六十一年度におきま

しては千八百四十四億円の增收となる見込みであ

ります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、昭和六十一年度分の地方交付税の総額につきましては、地方財政対策の一環として十二

百億円を加算することとした結果、九兆八千三百

九億円となり、前年度当初に対し、三千八百十億円、四・〇%の増となつております。

また、地方財政対策において、後年度の地方交

付税の総額に新たに加算することとした千七百五十七億円については、昭和六十六年度から昭和六

十八年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとしております。

さらにも、昭和六十一年度の普通交付税の算定につきましては、経常経費に係る国庫補助負担率の引き下げ等に伴い増加する経費、生活保護基準の引き上げに要する経費等の財源を措置することと

するほか、投資的経費について地方債振りかえ後の所要経費を基準財政需要額に算入する等のため単位費用を改定することとしております。

さらに、昭和六十一年度における地方財政対策の一環として、昭和六十一年五月一日から昭和六

十二年三月三十日までの間に限り、道府県たば

こ消費税及び市町村たばこ消費税の従量割の税率を引き上げることとしております。

第二に、新産業都市建設及び工業整備特別地域

整備のための国の財政上の特別措置並びに首都

圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置につきましては、都

道府県分の利子補給措置及び市町村分の国庫補助

金に關する法律の改正でありますが、国有林野に

係る市町村交付金の特例措置の整理合理化を図る

しております。

以上が、昭和六十一年度の地方財政計画の概要並びに地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次發言を許します。志苦裕君。

[志苦裕君登壇 拍手]

○志苦裕君 日本国社会党を代表して、地方税法と地方交付税法等の一部改正案及び六十年度地方財政計画に関する若干の質問を行います。

まず、質問通告になくて大変恐縮であります。順次發言を許します。志苦裕君。

○議長(木村睦男君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次發言を許します。志苦裕君。

○志苦裕君 日本国社会党を代表して、地方税法と地方交付税法等の一部改正案及び六十年度地方財政計画に関する若干の質問を行います。

まず、質問通告になくて大変恐縮であります。順次發言を許します。志苦裕君。

(外)号報

そもそも地方財政計画とは何のために策定されるのかといえば、地方財源を保障する目安を政府に与えるためのものであり、その収支見積もりにおいて財源不足が生ずるときは原則として政府が補てん措置をとるべきものとされています。措置をとるべき政府が意図的に歳出をあらかじめ削減抑制してしまったのでは、財源保障の目安といふ計画の持つ使命は果たされたようはずもあります。歳出削減の目安となつたのか、地方財政計画は、地方ではなくして国の、いや分権ではなくして集権のための計画に変質、堕落してしまつたのか、まさに地方自治にとって重要な転換点と考えます。総理並びに自治大臣の所見を求めます。

ところで、高率補助負担金の一括引き下げによる地方自治体財政への転嫁は、一年限りの措置であつたはずであります。一律という手法に政策理念の入り込む余地はなく、かつ生活保護のように特定地域に影響が大きくあらわれるといった不公平があります。一年限りという意味には、理不尽な自治体への負担転嫁を正すとともに、補助負担制度のあり方の見直しを含んでいたはずなのに、政府の検討はこの合意には全くこたえず、三年間という一律削減を継続して行う道を開いたばかりか、行きがけの駄賃のようだ六十年度の倍額の負担転嫁を行うとは何事であるか。

その穴埋めに抜き打ち的なたゞ消費税の値上げが決定されたが、自治省や地方団体がこれにより反対の矛先をおさめたことも問題である。このような対応からは、国による地方への負担のツケ回しを正すことはできない。とまれ、六十一年度

の引き下げは今後三年間の措置となつたが、六十一年度の約束がほこにされたことを勘案をすれば、三年限りという保証もまたない。なぜ三年であるのか。逆に言えば、三年間は補助負担制度の見直しができないといふことにもなるが、それでよいのか。総理大臣並びに大蔵大臣、自治大臣の所見を伺います。

総理は、来年度に向けて大幅な税制改正を行いたい旨表明されおりますが、その中に法人税の減税を含めた意向があると聞いております。常々の例であるが、政府は、勝手に税制をいくつて、その結果発生する地方税の減収についてはとんとむんちやくであります。私は、もはや国と地方間における税源の再配分、すなわち国税の一部地方税への移譲が必要な時期に来ていると考へる。そこでこの際、法人税減税を実施される場合の地方税の手当て、税源再配分について総理の所見を伺つておきたい。

また、大蔵大臣に対しては、税制改正における法人税問題について現時点においてどのような検討課題があるのかをお示し願いたい。

さらに、自治大臣には、国と地方の税配分についての自治省としての考え方を示していただきたいと存じます。

さて、中曾根総理は、軍事力による国家の防衛と、人が国に命をささげる国家の形成を目指して戦後政治の総決算を提唱し、國家行政組織の再編成を政権の存在理由にも位置づけておられる。総理は、かつてこの行革について、突き詰めて言えば、官から民へ、中央から地方へ仕事の流れを変えるものだと表現をし、地域の自立自助をうたい上げました。しかし、せつかくだが、総理のやる

うとしていることは、ことごとく自立にも自助にも反するものばかりであります。政府が法案として用意しており、今大問題となつておる職務執行命令訴訟制度の見直し、いわゆる実質的な裁判抜き代執行制度のことが自立自助につながるのであります。確かに首長の罷免制度は廃止になりますが、確かに公選首長の罷免などは違いますが、これはかねてから公選首長の罷免などは違っていたにすぎず、評価になど値しません。

自治体がみずから住民福祉と行政秩序維持のために判断を下すときに、国が慎重に検討を重ね、これに對し訴訟で対抗するというのが定着した理解である。言うことを聞かなければ強権発動、文句があるなら自治体が訴訟を起こせといふのは本末転倒であります。訴訟に持ち込まれるのは本末転倒であります。訴訟を持ち込まれるケースは国と地方との力関係からいって希少でありましょうから、裁判抜きと言われるのには至極もつともであります。一体この条項の改正意図はどこにありますか。地方自治法施行後四十年近い歳月においてとりたてて問題となつたこともないにとかかわらず、突如の改正は、総理の脳裏に有事に備える危機管理体制の構想があるのでないか。改めて総理の存念を伺うところであります。

また、自治大臣には、改正を予定している地方と、人が国に命をささげる国家の形成を目指しての総決算を提唱し、國家行政組織の再編成を政権の存在理由にも位置づけておられる。総理は、かつてこの行革について、突き詰めて言えば、官から民へ、中央から地方へ仕事の流れを変えるものだと表現をし、地域の自立自助をうたい上げました。しかし、せつかくだが、総理のやる

引き下げるから機関委任事務から団体委任事務に変更するというものもあり、この限りにおいて自治権は強化されたように見えますが、負担金の削減と取引材料にされる性格のものでは断じてない。また、機関委任事務を監査対象に加えると言ながら、ふたをあけてみたら対象除外があつて、その内容は今後各省と相談をして政令で定めるとしておりますが、これは、各省がみずから所管事業を監査対象にされるなどとんでもないと抵抗した結果だと聞く。

地方六団体の国に対する意見提出権の問題も、いかにも実現するような説明をしておいて、いざとなつたら國の施策推進の邪魔になると言わんばかりに葬られました。総理の言う國から地方へ、地方の自立自助の実態はことごとくこのようなものであります。監査対象に除外を設けるべきではない。そして総理は、先づ國鉄の雇用問題などについて地方六団体に改めて協力要請を行つたりしておりますが、地方六団体とそれだけ協力関係をつくりたいというのであれば、何ゆえに地方六団体の国に対する意見提出権を認めないのでか、総理並びに自治大臣の見解を問います。

次に、国鉄問題について伺います。

総理は、自治体に国鉄職員の再就職に協力しろと言われます。この問題についての我が党の基本的見解は既に明らかにされておりますが、そのことはひとまずおくとして、六十一年度の採用については千人を期待すると言つておるようではあります。ところで、何か忘れてはいませんか。去年の国会でも大激論となつた年金の問題。いつ、どの方法で該職員分の積立金及び共済追加費用を補てんするのでありますか。既に問題が発生

していることがありますから、この場ではつきりと方法と時期についてお示しをいただきたい。

また、自治省事務次官通達においては、さんざん自治体に協力を要請しておいて、最後に、この要請は從来の行革による定数適正化と同時並行でやれとも言っています。一体、やれというのか、やらぬでいいというのか、適当につき合えといふのか、これでは實質的に國鐵労働者の雇用安定は図れない。私は、もしこういう方法で雇用対策をとろうというのであれば、定数については特別枠で処理し、必要な地方財政計画上の措置も講ずるというのが前提である、政府がそうした決意を持つて初めて雇用不安の解消が図れると考えるが、総理並びに自治大臣の所見を伺います。

最後に、少し本題をそれるが、今、内外の注目を集めているフィリピンのマルコス前大統領の不正蓄財に関する問題についてせひ総理の所見を伺っておきたい。

私は、去年の七月、同僚議員とともに、民衆の側から見たODAのあり方についてフィリピンの現地調査を行いました。そのレポートは若干の提言とともに政府筋にも届けてあるから、あるいは総理の目にとまつたかもしれないが、その際予見したことの多くがフィリピンの政變に伴つてあらわれたことにいささかの自負を感じています。

政府は、予算上特別待遇を与えられておるODAについて多くの批判や疑惑が寄せられておることにもかかわらず、一切問題はない、相手国の国民生活や経済再建に役立つておると言いつつ、またが、マルコス政権の崩壊によつて、ODAが独裁者を太らすという仕組みの存在が証明されました。報道によると、日本の円借款の使途、受

注をめぐり契約額の一五%のリベートが不正蓄財の相場になつたようだが、これによれば、第十二次円借款までに日本国民の血税は六百億円を下らない額が独裁者とその周辺につき込まれたことになる。こうしたことについて、政府は国民にどのような説明をし、どのような責任をとるのか。日本の財政界へのね返りもないとは言い切れないようだが、身を切るような徹底究明を政府はみずから行うべきである。

また、こうした円借款は、つまるところフィリピン国民の負債でもあります。日本のODAは、独裁政権を支え、延命に手をかして民衆を苦しめ、その上、返済の負担をも同国民に強いることになったわけだが、フィリピンの国民に対しても日本政府の反省が示されてしまつてある。私は、従来の円借款について、贈与への切り替え、金利等の減免などの措置を講じてフィリピン経済の再建に寄与するとともに、現在進行中または計画中の円借款については抜本的な見直しと再協議を行つべきであると思う。特に、マルコス政権末期に供与された政治的色彩の強い第十二次、第十三次円借款は、新政府の希望を十分に聞いて、また、国民、住民の参加と協力が得られるものに再編成すべきであります。

以上、適切な対処を求めて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 志士議員にお答えをいたします。

まず、地方財政計画、それに先立ちまして、逗子のリコールの御質問がございましたが、地方自治のもとに住民の自主的行為として行われました。

國務大臣の問題につきましては、地方制度調査会は、機関委任事務の基本的なあり方を論議する中で、現行の職務執行命令訴訟制度が現実に制度として動かない、公選された知事を内閣總理大臣が罷免するのはおかしいという批判に制度論としては必ずしも得ないと判断をして、議論に議論を重ねた結果、見直しを提言したものであります。政府としても、制度のあり方としては答申に即した改正が必要と考え、機関委任事務制度の改革の一環として、今般、改正法案を国会に提出したのであり、特定具体的の事件、事例を念頭に置いて行つたものではございません。

補助率の問題につきましては、国と地方との財政関係の安定、国と地方の役割分担、費用負担の見直しの必要性等を総合的に勘案しました結果、今回このような暫定措置をいたしたものでござります。この期間内においては、国、地方間の財政関係を基本的に変更するような補助率の変更是考えていませんが、補助金等の整理合理化を推進するため、既存の補助金のあり方について点検し、見直しは行つていて考えであります。

次に、六十一年度税収落ち込みへの対処でございますが、六十一年度の国税、地方税の税収見積もりは、現段階においては適正なものと考えられまして、今後とも、地方の行政運営に支障が生じないように対処してまいります。

次に、國、地方の税源の再配分の問題でござりますが、単に地方税だけでなく、地方交付税、地方譲与税、補助金等のあり方、さらには国と地方との行政事務配分のあり方等を考えまして、総合的に勘案の上、慎重に検討していくべきものであります。

なお、法人税の負担水準のあり方については、税制の抜本的見直し作業の中で税調において検討されておるところであり、地方財政に対する影響等については、今後その審議の結果を待つて適切に対処する考え方であります。

要請しているところであります。

対比援助の問題でございますが、対比援助の適正な実施については、従来よりも可能な限りの措置をとつて努力しているところであります。現在、入手した資料を調べている段階でございまして、その真相の究明を待ちまして、本件に対する取り扱いは慎重に検討してまいりたいと思っております。本日も外務省におきまして援助評価検討部会を開きまして、鎌田前会計検査院長を部会長としてこの部会におきまして種々検討いたす予定でございます。

円借款の問題でございますが、対比円借款については、フィリピンとの国際約束に基づくものであります。十三次円借款についても、昨年十一月、既に交換公文署名済みであります。双方の準備が整い次第実施に移す予定であります。それに際してはアキノ新政権の意見も十分徴しまして協力する考え方であります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣小沢一郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(小沢一郎君) 志苦先生にお答え申上げます。

ほんどの点につきましては総理から御答弁ございましたので、私から補足的に申し上げます。まず、地方財政の問題でございますが、六十一年度の地方財政の収支見通しつきましては、國の予算編成作業と並行して作業を進めたわけでございますが、御指摘のように、国庫補助負担率の引き下げは行わない前提では、地方財政の収支は均衡するものと見込まれたわけです。しかし、国庫補助負担率の引き下げが行われることになつた

ために、その影響額一兆一千七百億円につきましては財源が不足することとなりました。これに対しまして、地方たばこ消費税の税率引き上げ等によりまして補てん措置を講じたところでござります。このように、昭和六十一年度の地方財政計画につきましては、歳入歳出の各項目ともに適切な見積もりをいたしまして、地方財政の運営に支障を來さないように措置いたしたところでございます。

それから補助負担率の問題でございますが、これは総理の御答弁にもございましたが、さらにつけ加えますと、地方団体におきましては制度の安定を望む声が強く、そういう点を総合的に勘案いたしまして三年間の暫定措置としたものであります。したがいまして、この間は六十年度や六十一年度のような補助負担率の変更は行わないこととしております。これまで地方制度調査会答申等で指摘されている国庫補助金等の整理合理化につきましては、引き続きこの間におきましても積極的に進めたいと考えております。

それから税源配分につきましての自治省の考え方でございますが、地方公共団体が、現在大変厳しい地方財政の状況に対処をしながら、その健全性の回復を図るとともに、その自主性、自律性を高めながら充実した地域社会を形成していくためには、さらに地方税の税源の充実を図つていくことが必要であると考えております。国、地方を通ずる事務分配等行財政制度全般のあり方とも関連する問題でありますけれども、自治省といたしましては、このような基本的な考え方方に立ちまして、税制調査会等の御審議を煩わしながら、地方税源の充実に積極的に努めてまいりたいと考えて

おります。

次に、地方自治法改正の問題でございますが、「著しく公益を害する」とはどういうことがどう御質問でございますが、このことにつきましては、こういう限定を置きましたのは、代行につきましてはできるだけ慎重であるべきであるという見地から設けられたものでございまして、代行が行われる場合を、社会公共の利益に対する侵害の程度が甚だしいと、そういう場合にのみ限定しようとすると趣旨でござります。総理からも御答弁ございましたように、特定の事件、事例を念頭に置いて、それを解決するための制度改革を行う、そういうものではございません。

それから意見提出権の問題でございますが、これについても総理から答弁ありました。自治省といたしましては、いずれにいたしましても、今後とも引き続き地方公共団体の意向が適切に反映されるよう努力してまいりたいと思います。

また、今回の監査委員の職務権限の拡大につきましては、従来のような財務事務の処理に係る監査とは異なりまして、行政事務そのものを取り上げて、その執行のあり方を監査するものでござります。したがいまして、それぞれの事務の性格によつては、例えば憲司法的な機関による専門的な立場からの裁決、あるいは特に秘密性が強い事務等、監査の対象とするには適しないものもあるわけございまして、こういった必要最小限度の除外措置を設ける考えであります。

それから国鉄職員の自治体への再就職の問題でございますが、自治省といたしましては、このような基本的な考え方方に立ちましては各地方公共団体に対しましては国鉄職員の受け入れを要請しておりますけれども、これは、国の措置に準じます。

して、職員の新陳代謝による新規採用の一部を

国鉄職員の雇用の場として自主的に提供するよう求める趣旨のものでございます。したがいまして、鉄道公安業務の都道府県警察への移管に関するものを除けば、特別の定員措置や財政措置を新たに講ずる必要はないものと考えております。

なお、国鉄職員の採用に伴う共済年金の取り扱いについて御指摘ございましたけれども、これは地方に負担をもたらすことのないよう闘議決定されているところでございまして、この基本方針に沿つて対処してまいる所存であります。

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) 私に対する御質問は三点でござります。

まず、補助金特例法案はなぜ三年か、そして三年間は補助負担制度の見直しを行わないとの趣旨かと。これにつきましては総理、自治大臣からそれがお答えがございました。

見直し適用期間につきましては、まず一つに

は、見直しが社会保障を中心とし事務事業の見直しを行いつつ行われたものであること。二番目には、国と地方との財政関係を事情の許す限り極力安定的なものとすること。ところが、他方また、国及び地方の役割分担及び費用負担のあり方の見直し等につきましては、それぞれの財政事情等を踏まえ、今後ともさらに検討する必要があることを。これらの三つのことを総合的に勘案いたしまして三年間の暫定措置とした、こういうことでござります。

それから次が六十一年度における国税、地方税

に落ち込みが生じた場合の措置についてであります。

す。

これも総理からお答えがございましたが、六十一年度においては、国税三税の補正減四千三百九十億円に対し、地方財政の状況等を勘案し、昭和六十年度分の地方交付税の特例等に関する法律に基づいて交付税の減額を行わないこととしておりました。したがって、六十一年度のこの国税二税の税収見積もりはもとより適正なものであると考えておりますので、言つてみればそういう自後措置等を考える段階にはなからうかと思ひます。いざれにせよ、今後とも地方の行財政運営に支障が生ずることのないようきちんと対処すべき問題であると心得ております。

それから法人税制についての検討経過でござります。

今日、税制全般についての見直し作業が行われておりますが、法人税につきましては、第三特別部会において一わたりの議論が行わたったところであります。その中で理論的、専門的な検討が必要とされた一つには、法人税の負担水準、二つ目は所得税、法人税の負担調整に関する基本的仕組み、これらにつきましては学者先生で構成します専門小委員会の中ですべてが行われまして、三月二十日にその検討結果が第三特別部会に報告されたという今段階でございます。法人税負担水準のあり方でござりますとか、それを示す指標でござりますとか、実質負担率でござりますとか、実効税率でござりますとか、あるいは投資行動等経済に与える影響の問題、それらのことが学者先生のところで議論をされ、第三特別部会に報告されたから、本格的な論議はこれから詰めていくことにな

らう、このように考えます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 中野明君。

〔中野明君登壇、拍手〕

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表いたしました。ただいま報告並びに趣旨説明のありました昭和六十一年度地方財政計画、地方税法など三案件につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

総理は施政方針の中で、「心の触れ合ふ、豊かで美しい地域社会、誇りと愛着の持てる郷土の建設等と、言葉は出でてくるのですが、その方策はと見てみますと、地方行革を推進し、地方財政について所要の措置を講じたと述べるのみで、豊かな地域社会をつくるような具体的方策は何ら見られないのですと、地方行革を禁じておる地方財政法第二条に反するばかりか、地方自治体が住民サービスに回すべく経費節減などの財政改革を行った努力の成果を奪い取るものであります。地方行革に水を差すものであります。政府は、このような國、地方間の原則に反する補助負担率のカットの拡大、延長をどのような根拠に基づいて行おうとなさつておるのか、その理由を明らかにしていただきたい。

本年は、地方自治が発足して四十年、地方の時代とは名ばかりであります。現実には、権限、財源ともに大きく國に依存しております。三割自治の実態は何ら変わらないのであります。臨調や地方制度調査会等では地方分権化を再三提言しておりますが、現在に至るまで見るべき対応はありませ

ん。國、地方間の役割分担と財源配分を含め、どのように改革しようと考えておられるのか、総理及び大蔵、自治両大臣をお尋ねをいたします。

次に、最大の課題である国庫補助、負担金の削

減の問題であります。政府は、本年度に引き続き、六十一年度においても補助負担率カットの継続、拡大を図っております。これによる地方の負

だけではありませんか。政府の答弁をお聞きしたいものであります。

次に、機関委任事務の整理合理化についてお伺

いたします。

総理は、かつて、補助負担率カットと引きかえしまして、ただいま報告並びに趣旨説明のありました昭和六十一年度地方財政計画、地方税法などましたが、あの約束はどうなったのですか。今までの政府の答弁は納得できません。改めて説明をしてください。しかも、この補助負担率カットは、地方に負担転嫁を禁じておる地方財政法第二条に反するばかりか、地方自治体が住民サービスに回すべく経費節減などの財政改革を行った努力の成果を奪い取るものであります。地方行革に水を差すものであります。政府は、このような國、地方間の原則に反する補助負担率のカットの拡大、延長をどのような根拠に基づいて行おうとなさつておるのか、その理由を明らかにしていただきたい。

また、今は補助負担率カットについては三年間とされておりますが、暫定措置とされた問題について、その間、関係者の間でどのような検討を行なさつておるのか、その理由を明らかにしていただきたい。

また、今は補助負担率カットについては三年間とされておりますが、暫定措置とされた問題について、その間、関係者の間でどのような検討を行なうのか、総理及び大蔵、自治両大臣の答弁を求めます。

なお、政府は補助負担率削減のかなりの部分に地方債を充てようとしておりますが、地方自治体の公債費負担比率を見ると、危険ラインと言われます。地方財政は、その負担に耐え得る二〇%を超える団体は既に全体の三分の一に達しております。地方財政は、その負担に耐え得る二〇%を超える団体は既に全体の三分の一に達しておらず、國より地方の公債費負担率は到底言えない状況であります。國より地方の方が借金が少ないからというのでは、地方は國の赤字を無理に押しつけられただけではありませんか。すなわち、無理やり國債を地方債に振りかえ

ます。国民が最も期待しておりますのは、所得税減税がないばかりか、公共料金の値上げを初め、たばこ消費税の引き上げ等のため、國民の税負担は一層強化されようとしております。これでは國民の可処分所

得はますます減少して、政府が目指している内需拡大は困難であると断言せざるを得ません。そこで、六十一年度における所得税、住民税減税については、去る三月四日の与野党書記長・幹事長会談で合意されたとおり、その結論が出れば六十年中に早急に実施すべきであります。総理の確たる答弁を求めます。

総理は、税調の答申についても二段構えで臨むのではないかと言われております。すなわち、春にまず減税案の答申、秋に増税案の答申を求めているのではないかということになりますが、これは本年の参議院選を意識したものとしか考えられず、しかもこうした税調への諮詢の仕方では、六十一年中に減税を実施することが危ぶまるのではないかと思ひます。総理は誠意を持って与野党合意の結論を実行されるよう、明確な答弁を求めます。

また、補助負担率カット補てんのためのたばこ消費税の突然の引き上げは、明らかに国の財政再建のための大衆課税の強化であり、増税なき財政再建の公約に反するものであります。総理及び大臣の答弁を求めます。

最後に、国民健康保険財政についてであります。国保財政の五十九年度決算によると、新規の赤字市町村が三百十三団体と、前年度の八倍近くに急増をし、全体では前年の三倍以上の四百二団体が赤字を示すに至っております。異常とも言ふべき事態の一因は、五十九年度に新設された退職者医療制度に伴う政府による加入者割合の過大見積りと国庫負担の過度の削減という二重の過ちを犯したことにあることは、言をまたないところで

あります。さらに、政府による十分な財源補てん策が行われないため、六十年度においては全市町村平均一〇%を超える大幅な国民健康保険税の引き上げを余儀なくされ、保険税の平均は四万三千円にも上っているのであります。その上、国保の医療費負担は限界に達しております。制度そのものの存立が危ぶまれている現状であります。政府は今回の事態をどのように反省し、どう対応されるのか、総理及び厚生大臣の見解をお伺いいたします。

また、現行の市町村を単位とする体制のもとでは、小規模団体が高額な負担に耐えられず、年度予算が組めないといった思想も生じているのであります。この点についてどのような対策を考えているのか、お伺いしたいのであります。このままでは、現行の窮屈している国保制度の抜本改正を余儀なくされるのではないかと思いますが、政府の考え方をお示しいただきたいと思います。

以上、地方行政等に関する緊急かつ重要課題について要點を絞り質問をいたしましたが、政府の答弁を求め、私の代表質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君 拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 中野議員にお答えをいたします。

まず、地方自治のあるべき姿の御質問でございまが、かなめであると考えております。戦後四十年を経て、新しい地方自治制度はおおむね定着していると思います。人口の高齢化あるいは安定経済成長への移行等を迎えて、地域の特性や創意を尊重した地域づくりが重視されておる折から、地方法共団体の果たすべき役割はますます重要な

なっております。「地方自治の本旨」と憲法に書いてありますように、地方のことはみずから自分で行う、そういう精神を制度的にもさらに保障、強化していく方向で処理してまいりたいと思います。地方債の元利償還などの後年度の地方財政負担につきましても、国として必要な措置を講じ、地方行政の円滑な運営に支障を生じないよう適切に対処してまいります。

地方分権に対する御質問についても同じでございまして、地方の役割分担、費用負担等のあり方についても、地方との間で慎重に検討してまいります。政府としては、臨時行政改革推進審議会の答申を踏まえまして、機関委任事務及び国、地方を通ずる許認可権限等の整理合理化を行うための法律案を今国会に提出予定であります。今後とも国、地方の役割分担等については、制度調査会等の御意見を踏まえまして対処してまいります。

補助率の引き下げの問題でございますが、これは一年間の暫定措置として昨年度の引き下げを行い、六十一年度以降の補助率のあり方については、国と地方の間の役割分担、費用負担の見直しを行なうべきです。今後とも国、地方を通ずる行政の簡素化、効率化及び地方自治の尊重の観点から、この法案を初めとして、さらに今後とも機関委任事務の整理合理化に努力してまいります。

代行制度の問題でございますが、この代行制度について、その発動は著しく公益を害することが明らかな場合に限られるとともに、知事の不服の申し出を含む慎重な手続を経て、最終的には執行停止を含めた裁判所の公正な判断を仰ぐ慎重な措置を講じております。同時に一方、罷免制度の廃止、機関委任事務に係る議会、監査委員の権限の拡充等、今回の改正は地方の立場にも十分配慮したものであります。

市町村合併につきましては、五十七年の臨調答申では、広域行政に対応する地方行政体制の整備等について指摘しております。現在、臨時行政改革審議会においてもその具体的推進方策について検討しておると承知しております。現在の市町村の規模については、市町村の間の格差の存在、住

民の日常生活圏との乖離等の問題があることも承知しております。しかし、市町村の合併は市町村の自主的判断を尊重すべきものであり、条件の整った地域において自主的に合併を進めることが望ましいと考えて、国で強制すべき問題ではありません。

次に、所得税問題については、シャウプ税制以来の抜本的見直しについて現在臨調に諮問しているところであり、途中でいろいろ大規模なことをやることは不適当であると思つております。所得税減税等の問題については、今後の各党間での協議の推移を見守つてしまりたいと思います。

たゞ消費税については、既に御答弁申し上げておりますとおり、六十一年度の税制改正による増収額はここ数年とられてきた調整措置と大体同程度のものであります。それは臨調答申における増税なき財政再建の趣旨に反するものではないと考えております。

退職者医療制度による国保の財政問題であります。この実施に伴う国民健康保険財政の問題については、本年度の補正予算において特別の財政措置を講じてまいりました。今後とも、市町村国保の運営の安定化に配慮してまいりますし、地域保健医療において市町村が果たしている役割は極めて大きなものがあり、その役割を十分尊重してまいりたいと思いますし、また、健康保険制度のあり方についても、今後の高齢化の進展等に対応して、その長期的な安定を図る観点から幅広く検討すべき課題であると考えております。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

〔國務大臣小沢一郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(小沢一郎君) 中野先生にお答え申し

上げます。

私は対しては四つの質問がございましたが、總理からすべて答弁がなされておりますので、自治省の立場から補足的に申し上げます。

まず第一に、地方分権化の問題でございますけれども、自治省といたしましては、事務権限の配

分につきましては、国、地方を通ずる行政の簡素化及び地方分権の推進という観点から、今後も事務の見直しにつきましては積極的に行っていかなければならないものと考えております。そして、そういう見直しの議論の中から、これに応じた財源の適切な配分を行う必要がある、そのように考えております。

次に、補助負担率の問題でございますが、これはあくまでも国、地方の税財源配分のあり方、事務配分のあり方等を総合的に勘案の上、この補助負担率といふものは決められていくべきものと考えております。具体的な検討の進め方等につきましては、今後関係各省庁と協議することとなりますが、検討に当たりましては、自治省といたしましては、地方の自立性、自律性の向上、行政の簡素化等の観点から必要な意見を積極的に述べ、適切に対処してまいりたいと考えております。

それから代執行の問題でございますが、今度の御審議をいたぐる法案の中身につきましては、総理から詳しく述べました。私どもも、地方の立場を十分に尊重しながら、国と地方との関係改善に資する内容になつていてものと考えております。

次は、六十一年度も国、地方間の原則に反する割分の問題や国と地方の財政状況等を踏まえつつ幅広い角度から検討を行つていくべき課題である、このように考えております。

本的には、あくまでも市町村の自主的判断に基づいて合併を進めることが望ましいと私どもは考えています。

ております。現時点におきましては、全国一律的に合併を促進するということよりも、広域市町村圈施策の充実を図るなど、広域行政の推進に努めていくことが先決であると考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣竹下登君登壇 拍手〕

○國務大臣(竹下登君) まず、中野さんの私に対する問題の第一点は、国、地方間の役割分担と財源配分を含め地方自治の現状をいかに認識するか、こういふ基本的な認識のお尋ねでございます。

国と地方は共通の行政目的の実現を分担し、責任を分かち合う関係にあります。行政が総合的、効率的に行われるためには、国と地方がそれぞれの機能と責任を分かちながら相互に協力していくことが必要である、このようになります。国と地方の役割分担につきましては、国、地方を通ずる行

政改革の重要な課題でありまして、臨調答申の趣旨等に沿つて、行財政の簡素合理化、地方公共団体の自主性、自律性の尊重、これららの観点に立ってその見直しを図つてきたところであります。また、国と地方の財政は、税源配分、交付税

交付金、補助金等により密接な関係を有しているところでございますが、このような国と地方の間の税源配分の問題につきましては、国と地方の役割分担の問題や国と地方の財政状況等を踏まえつつ幅広い角度から検討を行つていくべき課題である、このように考えております。

補助率の見直しによる影響等を織り込んだ上で生じますところの地方財源不足につきましては、地方行政運営に支障を来すことのないよう地方財政対策を講ずることとしているところであります。

それから市町村合併の問題でございますが、本的には、あくまでも市町村の自主的判断に基づいて合併を進めることが望ましいと私どもは考えているがさまで継続されることはないか、あるいは

は三年間の間に、暫定措置としておるが、どういふ検討を行ふか、こういう御趣旨の一連した御質問であります。

この問題は、まず、六十年度におきます高率補助率の引き下げは一年間の暫定措置である、六十一年度以降の補助率のあり方については、国と地

方の間の役割分担、費用負担の見直し等とともに、政府部内において検討を進めて一年以内に結論を得る、このことを第百二国会で申し述べてきましたところであります。その上に立つて去年の十二月二十一日に結論が出たのが、補助金問題関係閣僚会議といふものの決定に基づくものであります。これは検討会の趣旨にのつとつたものであります。

というような経過を経ております。したがつて、六十年度の措置のように、補助率のあり方を一年かけて検討するための暫定措置といった性格のものとは基本的に今回は性格を異にしております。したがつて、六十四年度以降の取り扱いについてのとは基本的に今回は性格を異にしております。

これが検討するための暫定措置といつた性格のものとは基本的に今回は性格を異にしております。

したがつて、六十四年度以降の取り扱いについてのとは基本的に今回は性格を異にしております。

それから次の問題は、いわゆる地方債への振りを勘案しながら、その時点において適切に対処すべき問題であるというふうに考えております。

は、今後の諸情勢の推移、国と地方の財政状況等を勘案しながら、その時点において適切に対処すべき問題であるというふうに考えております。

それから次の問題は、いわゆる地方債への振りかえではないか、こういう御趣旨の御質問でございました。

補助率の見直しによる影響等を織り込んだ上で生じますところの地方財源不足につきましては、地方行政運営に支障を来すことのないよう地方財政対策を講ずることとしているところであります。

それから、単に地方への負担軽減ということではありません。六十年度の地方財政は、建設地方債の発行額は六十年度より増加しております。しか

回つておるなど、地方の自主財源の充実という観点から見ましても、今回の補助率の見直しによつて地方政の健全性が損なわれるということはないといふうに考えておるところであります。

それから次は、たゞ消費税の問題であります

が、増税なき財政再建に反するのではないかといふことにつきましては、総理から、ここ数年行われてきた調整措置とおよそ同程度のものであるといふ御趣旨の発言がございました。私どもも、一年限りの臨時措置であり、いわゆる増税なき財政再建の基本に反するものではない、このよう考へております。ただ、手続上の問題については、何回も機会をかりて申し述べておりますように、

税制調査会の答申後に行つたといふことにつきましては、事後に万やむを得ざる措置として関係方面に理解をこれからもお願いをして歩こう、とのよう考へております。(拍手)

〔國務大臣今井勇君登壇、拍手〕

○國務大臣(今井勇君) 中野先生にお答え申し上げます。

退職者医療の実施に伴います国民健康保険財政の問題につきましては、現在の極めて厳しい財政状況の中で政府といたしまして最大限の努力を払

いまして、本年度の補正予算に国保特別交付金千三百六十七億円を計上したところでござりますが、今後とも、市町村国保の財政状況の推移を見ながら、その安定的な運営ができますように十分配慮いたしたいと考えております。

次に、国保制度のあり方につきましては、高齢化の進展を初めとする今後の社会経済情勢の変化に対応いたしまして、財政基盤を強化し、その長期的な安定を図るという観点から幅広く検討をい

たしているところであります。その場合、市町村

が地域の保健医療に果たしております役割を十分尊重しながら、小規模保険者の財政安定化の方策

を含めまして検討を進めていく考え方でございま

す。

以上でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余金の處理に関する法律案

歳出の決算上の剩余金の処理について、財政法

第六条第一項の規定の特例を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和五十九年度剩余金はその全額を昭和六十年度の一般財源に充てることが予定されている。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を確保するための公的年金制度の一元化等の改革の一環としての基礎年金の制度の導入等に伴い、基礎年金に関する政府の経理勘定を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十一年度国民年金特別会計基礎年金勘定の歳入・歳出予算額として、それぞれ約五兆九百七十三億円が計上されている。

昭和六十一年三月二十日

大蔵委員長 山本 富雄

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を確保するための公的年金制度の一元化等の改革の一環としての基礎年金の制度の導入等に伴い、基礎年金に関する政府の経理勘定を設けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十一年度国民年金特別会計基礎年金勘定の歳入・歳出予算額として、それぞれ約五兆九百七十三億円が計上されている。

第六十三条の二の一部を次のように改正する。

第三条中「会計は」の下に「基礎年金勘定」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(基礎年金勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、法附則第二条の二において読み替えて適用する法第三条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第三号に掲げる額

八十五条第一項第三号に掲げる額

四 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く)

第五条中「法第八十五条第一項」を「昭和六十一年法律第三十四号附則第三十四条第一項」に改め、「第四条第二項の規定による」を削る。

第六条中「第八十五条第三項」を「第八十五条第一項」に改め、「第四条第二項の規定による」を削る。

第七条第二項中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「前年度」を「前々年度」に改める。

第八条中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定」に改め、「国民年金勘定」に改める。

第九条の次に次の二条を加える。

(借入金)

第九条の二 基礎年金勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合からの拠出金をもって当該年度の基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合への交付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金等)

第九条の三 基礎年金勘定において、支払し現金に不足があるときは、同勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第九条の四 第九条の二の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九条の五 第九条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条の三第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に改める。

第十二条第一項中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第二項において準用する同条第一項第一号」に改める。

第十三条第一項中「福祉年金勘定」を「基礎年金勘定又は福祉年金勘定」に、「同勘定」を「当該勘定」に改める。

第十六条の見出し中「一般会計からの」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「国民年金勘定又は福祉年金勘定」を「基礎年金勘定」に、「一般会計」を「国民年金勘定、厚生保険特別会計年金勘定又は各年金保険者たる共済組合(以下この項において「国民年金勘定等」という。)に改め、「金額が」の下に「それぞれ」を加え、「法第八十五条第一項又は第二項の規

第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、法附則第二条の二において読み替えて適用する法第三条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第三号に掲げる額

八十五条第一項第三号に掲げる額

四 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号ロに掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額の三分の一に相当する額を除く)

第五条中「法第八十五条第一項」を「昭和六十一年法律第三十四号附則第三十四条第一項」に改め、「第四条第二項の規定による」を削る。

第六条中「第八十五条第三項」を「第八十五条第一項」に改め、「第四条第二項の規定による」を削る。

第七条第二項中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「前年度」を「前々年度」に改める。

第八条中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定」に改め、「国民年金勘定」に改める。

第九条の次に次の二条を加える。

(借入金)

第九条の二 基礎年金勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定により借入金をすることができる金額は、その借入れをする年度における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合からの拠出金をもって当該年度の基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合への交付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金等)

第九条の三 基礎年金勘定において、支払し現金に不足があるときは、同勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第九条の四 第九条の二の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九条の五 第九条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九条の三第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十条第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に改める。

第十二条第一項中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第二項において準用する同条第一項第一号」に改める。

第十三条第一項中「福祉年金勘定」を「基礎年金勘定又は福祉年金勘定」に、「同勘定」を「当該勘定」に改める。

第十六条の見出し中「一般会計からの」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「国民年金勘定又は福祉年金勘定」を「基礎年金勘定」に、「一般会計」を「国民年金勘定、厚生保険特別会計年金勘定又は各年金保険者たる共済組合(以下この項において「国民年金勘定等」という。)に改め、「金額が」の下に「それぞれ」を加え、「法第八十五条第一項又は第二項の規

定による国庫負担金の額」を「第三条の二第一項、法第九十四条の二第一項又は同条第二項の規定により国民年金勘定等から受け入れるべき金額」に改め、同項第一号中「法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金として」を「第三条の二第二項、法第九十四条の二第一項又は同条第二項の規定により、「これらの勘定」を「基礎年金勘定」に、「一般会計」を「国民年金勘定等」に、「翌々年度」を「翌々年度」に改め、同項第一号中「翌々年度」を「翌々年度」に改め、同項第一号中「一般会計」を「国民年金勘定等」に、「これ」を「国民年金勘定等」に、「これら」の勘定」を「基礎年金勘定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 每会計年度一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足する場合

三 第四条第三項の規定により毎会計年度業務勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において国民年金印紙により納付された保険料に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第二条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のよう改正する。

第一条中「厚生年金保険事業」の下に「（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）ノ規定ニ依ル提出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）」を加える。

第五条中「及船員保険特別会計ヨリノ」を「船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ」に改め、「保険給付費」の下に「国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金」を加え、「及船員保険特別会計ヘノ繰入金」を「並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金」に改める。

第五条ノ二中「及船員保険特別会計」を削り、「児童手当法第二十条第一項第三号乃至第六号」を「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三条）第二十条第一項第二号乃至第五号」に改める。

（船員保険特別会計法の一部改正）

第三条 船員保険特別会計法（昭和二十一年法律第一百三十六号）の一部を次のように改正する。

| 年 度 | 読み替える字句 | 読み替える字句 | |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| | | 読み替える字句 | 読み替える字句 |
| 昭和六十一年度から昭和七十年度までの各年度 | 昭和六十一年法律第三十四号附則第三十四条第一項第三号乃至第六号 | 昭和六十一年法律第三十四号附則第三十四条第一項第三号乃至第六号 | 昭和六十一年法律第三十四号附則第三十四条第一項第三号乃至第六号 |
| 昭和七十二年 | 一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額 | 一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額 | 一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額 |

2 第一条の規定による改正後の国民年金特別会

昭和六十年法律第三十一条第一項並びに昭和六十一年法律第三十一条第一項(第十九号)又は昭和六十一年法律第三十一条第一項(第二十号)による國庫負担金の額は、昭和七十三年度以後において読み替えて適用する。

昭和六十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(国民年金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 国民年金特別会計の国民年金勘定の昭和六十年度の出納の完結の際同勘定に所属する積立金のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。以下「昭和六十一年法律第三十四号」という。)附則第三十八条の第一項に規定する政令で定めるところにより算定した部分に相当する金額は、同会計の基礎年金勘定の積立金として積み立てられたものとする。

第三条 第十六条第一項を「第十六条第二項第一号」に、「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に改める。

附 則

| | |
|---|---|
| 昭和六十一年法律第三十一条第一項(第十九号)又は昭和六十一年法律第三十一条第一項(第二十号)による國庫負担金の額は、昭和七十三年度以後において読み替えて適用する。 | 昭和六十一年法律第三十一条第一項(第十九号)又は昭和六十一年法律第三十一条第一項(第二十号)による國庫負担金の額は、昭和七十三年度以後において読み替えて適用する。 |
| 一般会計から国民年金勘定に繰り入れた金額 | 一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額 |

（船員保険の厚生年金保険への統合に伴う経過措置）

第三条 船員保険特別会計に所属する積立金の額のうち昭和六十一年法律第三十四条第一項(第一号)において規定する政令で定めるところにより算出した額に相当する金額は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計の年金勘定の積立金とにより厚生保険特別会計の年金勘定の積立金とにより厚生保険特別会計の年金勘定の積立金とにより厚生保険特別会計の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

（船員保険特別会計における児童手当に係る措置）

第三条 第十二条第二項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の規定による積立金について準用する。

（船員保険特別会計における児童手当に係る措置）

第三条 第十二条第二項に規定する船舶所有者からの拠出金に関する経理については、なお従前の例による。

○山本富雄君登壇、拍手

〇山本富雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例に関する法律案は、歳入歳出の決算上の剩余金の二分の一以上を公債等の償還財源に充てなければならないこととしている財政法第六条第一項の規定を、五十九年度の剩余金については適用しないこととするものであります。

委員会におきましては、今回の措置は臨時異例であり、今後においては剩余金の全額を公債償還財源に充当することの必要性、六十年度の税収不足の状況から見た中期展望における税収見込みの当否、電電株の売却収入が生じた場合における公

債の繰り上げ償還の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案は、基礎年金制度が昭和六十一年四月から実施されることに伴い、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計に基盤年金勘定を設けるとともに、関係法律について所要の規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、基礎年金の水準、費用負担及び年金積立金運用のあり方、福祉目的税としての大型間接税導入の当否、保険料免除適用者及び保険料滞納者の増大傾向とその対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしま

法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

右
国会に提出する。

昭和六十一年二月十八日
内閣総理大臣 中曾根康弘

○議長(木村睦男君) 日程第三 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小山一平君。

審査報告書

国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十日

建設委員長 小山 一平

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際花と緑の博覧会の準備及び運営に資するため、国の補助等のほか、財團法人国際花と緑の博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等について定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、国民年金特別会計法等の一部を改正する

億千五百万円が計上されている。

この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

(住宅・都市整備公団の業務の特例)

必要な特別措置に関する法律案

第四条 住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第二十九条に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、政府の招請に応じて博

覧会に参加する外国政府及び国際機関の博覧会に係る事業に従事する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供される住宅及び当該居住者の利便に供される施設を、博覧会協会に対し賃貸することができる。この場合においては、当該住宅及び施設の賃貸を同条に規定する業務とみなして、同法の規定を適用する。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第五条 博覧会協会の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。)は、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十二号)第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

第百四十四条の二又は地方公務員等共済組合法第百四十条の規定を適用する。

3 博覧会協会の理事、監事及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適

官 報 (外) 号

用については、法令により公務に従事する職員とみます。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔小山一平君登壇、拍手〕

○小山一平君 登壇、拍手
ただいま議題となりました国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十五年に大阪府下において開催されることとなつております国際花と緑の博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、財團法人国際花と緑の博覧会協会に対し、資金調達、人材確保等について特別措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、国は、博覧会協会に対し、経費の一部を補助することができる。第二に、郵政省は、博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てるため、寄附金付郵便はがき等を発行すること。第三に、住宅・都市整備公団は、博覧会に参加する外国政府職員等のための住宅を博覧会協会に賃貸することができる。第四に、博覧会協会に出向した国家公務員等に係る共済組合員資格等について特例を設けること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(木村睦男君) 総賛成起立と認めます。

○議長(木村睦男君) 日程第四 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題としたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増岡康治君。

審査報告書

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年三月二十日

地方行政委員長 増岡 康治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本消防検定協会及び危険物保

安技術協会について、その経営の効率化を図るために、役員の選任、財務等についての政府の関与を縮小する等の所要の改正を行うとともに、

住民生活の安全を確保するため、救急業務の対象となる傷病者の範囲等、市町村の消防が行う

人命の救助に係る活動の基準及び移動タンク貯蔵所に係る命令に関し所要の規定の整備等を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

人命の救助に係る活動の基準及び移動タンク貯蔵所に係る命令に関し所要の規定の整備等を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

昭和六十一年三月十五日
内閣総理大臣 中曾根康弘
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

律

(消防法の一部改正)

第一条 第九項中「準ずる事故」の下に「その他」と一部を次のように改正する。

第二条 第九項中「準ずる事故」の下に「その他」と「に改め、「傷病者で」を「傷病者のうち、「に改め、「搬送すること」の下に「(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間ににおいて、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。)」を加える。

第九条の三中「別表で定める数量」を「別表の品名欄に掲げる危険物の区分に応じ同表の数量欄に定める数量」に改め、「可燃性の物品」の下に「(以下「準危険物」という。)」を加え、「すみやかであり」を「速やかであり」に改める。

第十条第一項中「取り扱う貯蔵所」の下に「(以下「移動タンク貯蔵所」という。)」を加える。

第十一項第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める」に、「この章において」を「この章及び次章において」に改める。

第十二条第五中「製造所、貯蔵所」の下に「(移動タンク貯蔵所を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管

国会に提出する。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

右

昭和六十一年三月二十四日 参議院会議録第七号

消防法及び消防組織法の一部を改正する

一五

轄する都道府県知事とする。次項において同じくは、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第十条第三項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令に係る移動タンク貯蔵所につき第十一条第一項の規定による許可をした市町村長等に対し、自治省令で定めるところにより、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二第三号中「第十二条の五」を「第十二条の五第一項又は第二項」に改める。

第十二条の四第二項中「第十二条の五」を「第十二条の五第一項」に改める。

第十六条の二第三号中「車両に固定されたタンク貯蔵所をいう。以下同じ。」を削除。

第十六条の二第一項中「(移動タンク貯蔵所を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

市町村長(消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管辖する都道府県知事とする。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第一項の応急の措置を講すべきことを命ずることができる。

第十六条の七中「第十二条の五」を「第十二条の五第一項及び第二項」とし、「第十六条の三第三項及び第四項並びに前条に規定する当該行政庁」を「第十六条の三第三項及び第四項並びに前条の規定による権限を有する行政庁」に改める。

第十六条の十中「あわせて危険物」を「あわせて危険物又は準危険物(以下この章において「危険物等」という。)」に、「もつて危険物」を「もつて危険物等」に改める。

第十六条の十七第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

協会の設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

第十六条の十八第四号中「危険物」を「危険物等」に改める。

第十六条の十九を次のように改める。

第十六条の十九 削除

第十六条の二十中「前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは」を「第十六条の十八の規定による設立の認可があつたときは」に改める。

第十六条の二十二第一項第四号中「役員」を「役員の定数、任期、選任の方法その他の役員」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを「一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

第五 評議員会に関する事項

第十六条の二十三を次のように改める。

第十六条の二十三 協会に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。

第十六条の二十五 役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条の二十六を削り、第十六条の二十七

を第十六条の二十六とし、同条の次に次の二条を加える。

第十六条の二十七 協会は、役員が前条各号の一に該当するに至つた場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

第十六条の二十八を次のように改める。

第十六条の二十九を次のように改める。

第十六条の三十の次に次の二条を加える。

第十六条の三十一の二 協会に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

評議員会は、評議員十人以内で組織する。

評議員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する者、市長の全国的連合組織の推薦する者、町村長の全国的連合組織の推薦する者及び危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安について学識経験を有する者のうちから、自治大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

第十六条の三十四第一項第二号及び第三号中の「危険物」を「危険物等」に改め、同条に次の二項を加える。

第十六条の三十五を次のように改める。

第十六条の三十六の四十一中「事業計画及び資金計画」を「及び事業計画」に改める。

第十六条の四十二第一項中「提出して、その承認を受けなければならない」を「提出しなければならない」に改める。

第十六条の四十三から第十六条の四十五までを次のように改める。

第十六条の四十三から第十六条の四十五までを次のように改める。

第十六条の四十四から第十六条の四十五までを次のように改める。

第十六条の四十五を次のように改める。

第十六条の四十六を削除。

第十二条の三第一項中「(以下この章において「協会」という。)」を加え、同条第三項及び第四項中「協会」の下に「又は同項の規定による指定を受けた者(以下この章において「指定検定機関」という。)」を加える。

第十二条の三第一項中「失わせるものとす」を「失わせ、又は一定の期間が経過した後に

第二十一条の四十六 自治大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしていると認めることでなければ、第二十一条の三第一項の規定による指定をしてはならない。

一 その職員及び設備が、自治省令で定める検定等の業務を適正かつ確実に実施するため必要な基準に適合していること。

二 検定等の業務を適正かつ確実に実施するため必要な経理的基礎を有していること。

三 申請者が民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が、検定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 申請者が検定等の業務以外の業務を実施している場合には、その業務を行うことによつて検定等の業務が不公正になるおそれがないこと。

自治大臣は、前条の規定による申請をした者が次のいずれかに該当するときは、第二十一条の三第一項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十一条の五十七第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十一条の四十九第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第二十一条の四十七 自治大臣は、第二十一条の三第一項の規定による指定をしたときは、

当該指定検定機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

指定検定機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を自治大臣に届け出なければならない。

自治大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

自治大臣は、前項の規定により認可をした自治大臣に届け出なければならない。

第二十一条の四十八 指定検定機関は、検定等を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定等を行ななければならぬ。

第二十一条の四十九 指定検定機関の役員の選任及び解任は、自治大臣の認可を受けなければならぬ。

自治大臣は、

この法律に違反して、刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

第二十一条の五十一第一項に規定する業務規程に違反する行為をしたとき、又は検定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第二十一条の五十 指定検定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職

務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない。

検定等の業務に従事する指定検定機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十一条の五十五 自治大臣は、検定等の業令で定める検定等の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、自治大臣の認可を受ければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

自治大臣は、前項の規定により認可をした業務規程が検定等の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定検定機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第二十一条の五十二 指定検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十一条の三第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、自治大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とすれば、その効力を生じない。

第二十一条の五十三 指定検定機関は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはその身分を示す証明書を携帯し、關係のある者に提示しなければならない。

第二十一条の五十四 自治大臣は、前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の五十五 自治大臣は、前項の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十一条の五十六 指定検定機関は、自治大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

第二十一条の五十七 指定検定機関は、自治大

臣が第二十一条の四十六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

第二十一条の五十八 指定検定機関は、自治省

令で定めるところにより、検定等の業務に関する事項で自治省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

第二十一条の五十九 指定検定機関が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは

一部の停止を命ずることができる。

一 第二節又はこの節の規定に違反したとき。

二 第二十二条の四十六第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

三 第二十二条の四十九第二項、第二十二条の五十一第二項又は第二十二条の五十四の規定による命令に違反したとき。

四 第二十二条の五十一第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検定等の業務を行つたとき。

五 不正な手段により第二十二条の三第一項の指定を受けたとき。

自治大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

自治大臣は、第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十五条の七第一項中「事故の現場附近にある者」を「第二条第九項に規定する傷病者の発生した現場付近に在る者」に改める。

第三十六条の二を第三十六条の二の二として、第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 市町村は、人口その他の条件を考慮して自治省令で定める基準に従い、この法律の規定による人命の救助を行うため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置

するものとする。

第四十一条の四の次に次の二条を加える。

第四十三条の二の次に次の二条を加える。

一 第二十二条の四十九第二項、第二十二条の五十一第二項又は第二十二条の五十四の規定による検定等の業務の停止の命令に違反したとき。

二 第二十二条の五十一第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検定等の業務を行つたとき。

ついての試験及び個別検定の業務の全部を廃止したとき。

十三号及び第十四号の規定（國の委任又は補助に係る業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。

第二条 消防組織法（昭和二十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

（消防組織法の一部改正）

第十四条の二 市町村の消防が行う人命の救助に関する活動の基準の研究及び立案に関する事項

第十四条第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 消防法第二十二条の三第二項に規定する指定検定機関の指定及び監督に関する事項

第十四条の二を削る。

第四十五条中「第四十三条の三又は第四十四号第三号若しくは第八号」を「第四十三条の三又は第八号」に改める。

第四十六条の二中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第六十条の三十四第一項又は第二十二条の三十六」を「第六十条の三十四第一項及び第三項又は第二十二条の三十六第一項」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「第二十二条の四十八第二項」を「第二十二条の四十二第二項」に改め、同号を同条第四号とする。

第四十七条中「一万円」を「五万円」に改める。

附則に次の二条を加える。

第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十九号）第四条第十一号の規定並びに同条第十一号を同条第十一号とし、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、第二条（消防組織法第四条

第十八号の次に一号を加える改正規定を除く。)並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(危険物保安技術協会に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日に現に存する危険物保安技術協会は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、その定款を第一条の規定による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十六条の二十二第一項の規定に適合するよう変更し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第三条 この法律の施行の際現在職する危険物保安技術協会の理事長、理事又は監事は、それぞれ新法第十六条の二十五の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けたものとみなされる危険物保安技術協会の役員の任期は、旧法第二十二条の二十七第一項の規定により任期が終了すべき日に終る。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第四条 日本消防検定協会は、施行日までに、新法第二十二条の二十第一項に規定する定款を作成し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第五条 日本消防検定協会は、旧法第二十二条に規定する資本金に相当する金額を、昭和六十二年三月三十日までに、国庫に納付しな

ければならない。

第六条 この法律の施行の際現在職する日本消防検定協会の理事長、理事又は監事は、それぞれ新法第二十二条の二十六の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けた理事長、理

事又は監事とみなす。

2 前項の規定によりその選任について自治大臣の認可を受けたものとみなされる日本消防検定協会の役員の任期は、旧法第二十二条の二十七第一項の規定により任期が終了すべき日に終る。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改正する。

第七十二条の四第一項第三号中、「日本消防検定協会」を削る。

第七十二条の五第一項第六号中、「危険物保安技術協会」の下に、「日本消防検定協会」を加える。

二十六第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

(日本消防検定協会に関する経過措置)

第四条 日本消防検定協会は、施行日までに、新法第二十二条の二十第一項に規定する定款を作成し、自治大臣の認可を受けるものとする。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

第五条 日本消防検定協会は、旧法第二十二条に規定する資本金に相当する金額を、昭和六十二年三月三十日までに、国庫に納付しな

当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

第五百八十六条第二項第二十七号の七の次に

次の一号を加える。

二十七の八 日本消防検定協会が直接消防法

第二十一条の三十六第一項第一号に規定する

協会の役員の任期は、旧法第二十二条の二十七

第一項の規定により任期が終了すべき日に終了するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 日本消防検定協会が昭和六十一年十二月三十日までに取得した前条の規定による改正

前条の地方税法第三百四十八条第二項第二十一号

に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産

については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、日本消防検定協会が昭和六十一年十二月三十日までに取得した同項

に規定する家屋については、地方税法第七百二

条の二第二項中、「第三百四十八条第二項から第

四項まで」とあるのは、「消防法及び消防組織法

の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二

号)」附則第八条の規定による改正前の地方

税法第三百四十八条第二項及び第三項」として、

同項の規定を適用する。

(法人税法の一部改正)

第十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の

一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表日本消防検定協会の項を

削る。

別表第二第一号の表危険物保安技術協会の項

中「消防法」の下に「(昭和二十三年法律第二百八十

六号)」を加え、同表日本商工会議所の項の次に

次のように加える。

| 日本消防検定協会 | 消防法 |
|----------|-----|
|----------|-----|

(印紙税法の一部改正)

第十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二日本消防検定協会の項を削る。

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本消防検定協会の項を削る。

第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一日本消防検定協会の項を削る。

第十四条 増岡康治君登壇 拍手

○増岡康治君 消防法及び消防組織法の一部を改

正する法律案について、委員会における審査の経

過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、日本消防検定協会及び危険物保安

技術協会について、政府の関与を縮小する等所要

の措置を講ずること、消防検定業務を行うことができるものとして、新たに指定検定機関制度を設

けること、救急業務の実態にかんがみ関係規定を整備すること、人命救助に必要な器具を装備する

救助隊の配置について規定すること、タンクローリーに対する危険物規制の改善を図ること等を主

な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、質疑を行い、参考人の出席を求めて協

会のあり方、救急医療体制の充実等の問題について熱心な論議を行いました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可

政府委員

内閣官房副長官

唐沢俊一郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

科学技術政務次官

前島英三郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

法務政務次官

杉山令舉君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

大蔵省主税局長

水野勝臣君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自治省行政局長

大林勝臣君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自治省財政局長

花岡圭三君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自治省稅務局長

矢野浩一郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農林水産委員

去る十日東京都選出議員安井謙君が逝去された。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建設委員

許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

予算委員

農林水産委員

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

辞任

白木義一郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

補欠

藤原房雄君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

官報

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農林水産委員

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建設委員

許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

予算委員

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

辞任

白木義一郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

補欠

藤原房雄君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

官報

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

農林水産委員

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建設委員

許可し、その補欠を指名した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

予算委員

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

辞任

白木義一郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

補欠

藤原房雄君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

議院運営委員

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

辞任

二二君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

補欠

林健太郎君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

書(小笠原貞子君提出)

アイヌの民族的権利の保障等に関する質問主意書

書(小笠原貞子君提出)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

書(小笠原貞子君提出)

| | | | | | | 決算委員 | 決算委員 | 決算委員 | 法務委員 |
|---|--------------------------------------|-----------------------------|--|--|---|--|---|--|------------------------------|
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 辞任 |
| 矢野俊比古君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 海江田鶴造君 | 中野明君 | 中野鉄造君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 田英夫君 | 山田讓君 |
| 議院運営委員 | 梶木又三君 | 海江田鶴造君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 梶木又三君 | 宇都宮徳馬君 | 小柳勇君 |
| 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 辞任 |
| 吉村真事君 | 海江田鶴造君 | 中野明君 | 中野鉄造君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 田英夫君 | 山田讓君 |
| 議院運営委員 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 梶木又三君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 田英夫君 | 小柳勇君 |
| 同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 | 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第六三号) | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 | 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(閣法第六四号) | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 | 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六一号) | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。 | 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号) | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを通信委員会に付託した。 | 扶養義務の準拠法に関する法律案(閣法第六八号) |
| 主共和国人民議會議長より、次の弔電を受領した。 | 著作権法の一部を改正する法律案(閣法第六二号) | 文教委員会に付託 | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 | 扶養義務の準拠法に関する法律案(閣法第六五号) | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣に転出した。 | 雇用政策に関する条約(第二百二十二号)の締結について承認を求めるの件(閣條第六号) | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣に転出した。 | 特定都市鐵道整備促進特別措置法案(閣法第三九号) | 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第四八号) |
| 私は安井謙氏の御逝去に際し、閣下に対し衷心よりお悔やみを申し上げます。 | 同日議長は、ホルスト・ジンダー・マン・ド・ドイツ民衆(小笠原貞子君提出) | 主共和国人民議會議長より、次の弔電を受領した。 | 同日議長は、ホルスト・ジンダー・マン・ド・ドイツ民衆(小笠原貞子君提出) | 同日議長は、ホルスト・ジンダー・マン・ド・ドイツ民衆(小笠原貞子君提出) | 同日議長は、ホルスト・ジンダー・マン・ド・ドイツ民衆(小笠原貞子君提出) | 同日議長は、ホルスト・ジンダー・マン・ド・ドイツ民衆(小笠原貞子君提出) | 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された特定都市鐵道整備促進特別措置法案(閣法第三九号) | 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された特定都市鐵道整備促進特別措置法案(閣法第三九号) | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 |
| 予算委員 | 辞任 | 補欠 | 辞任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 矢野俊比古君 | 梶木又三君 | 吉村真事君 | 海江田鶴造君 | 内藤功君 | 内藤功君 | 内藤功君 | 内藤功君 | 内藤功君 | 内藤功君 |
| 神谷信之助君 | 梶木又三君 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 | 辯任 |
| 同日議員から次の質問主意書が提出された。 | 自衛隊の見直し問題等に関する質問主意書(秦豊君提出) | OTHRレーダーの運用に関する質問主意書(秦豊君提出) | 桜島噴火に伴う火山災害対策に関する質問主意書(下田京子君提出) | チニヤ社会主義共和国連邦議長より、次の弔電を受けた。 | チニヤ社会主義共和国連邦議長より、次の弔電を受けた。 | チニヤ社会主義共和国連邦議長より、次の弔電を受けた。 | チニヤ社会主義共和国連邦議長より、次の弔電を受けた。 | チニヤ社会主義共和国連邦議長より、次の弔電を受けた。 | チニヤ社会主義共和国連邦議長より、次の弔電を受けた。 |
| 議長の報告事項 | 昭和六十一年三月二十四日 参議院会議録第七号 | 議長の報告事項 | 議長の報告事項 | 議長の報告事項 | 議長の報告事項 | 議長の報告事項 | 議長の報告事項 | 議長の報告事項 | 議長の報告事項 |

| | | | | |
|---|---|--|--|---|
| 文教委員 辞任 閔 嘉彦君 | 長田 裕二君 添田 增太郎君 斎藤 十朗君 | 吉川 芳男君 高桑 栄松君 | 書 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第三八号)審査報告書 | |
| 商工委員 辞任 岩本 政光君 | 小西 博行君 刈田 貞子君 | 補欠 高桑 栄松君 | (閣法第六七号)審査報告書 | |
| 運輸委員 辞任 倉田 寛之君 目黒今朝次郎君 | 藤井 裕久君 内藤 順君 | 補欠 中野 鉄造君 | 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案 | |
| 建設委員 辞任 小笠原貞子君 柳澤 錠造君 | 伊藤 功君 内藤 順君 | 補欠 添田 増太郎君 斎藤 十朗君 | 国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案 | |
| 予算委員 辞任 福田 宏一君 (国会法第四十二条第一項但書の規定によるもの) | 杉山 命肇君 (国会法第四十一一条第三項の規定によるもの) | 理事 劉田 貞子君 (藤原房雄君の補欠) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。 | 農林水産委員会 理事 劉田 貞子君 (藤原房雄君の補欠) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。 | |
| 補欠 坂元 親男君 倉田 寛之君 吉川 芳男君 海江田篤志君 高桑 栄松君 中野 鉄造君 | 石井 一二君 宮島 淩君 長田 裕二君 加藤 武徳君 刈田 貞子君 服部 信吾君 宇都宮徳馬君 (第七七号) | 補欠 坂元 親男君 倉田 寛之君 田 英夫君 決算委員 辞任 宮島 淩君 議院運営委員 辞任 石井 一二君 | 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第一三二号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(閣法第七三号) 研究交流促進法案(閣法第七四号) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案(閣法第七五号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。 | 同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 |
| 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(閣法第七六号) 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(閣法第七七号) | 同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | 同日内閣から、左記の者を日本銀行法第十三条ノ四第四項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | 同日内閣から、左記の者を日本銀行法第十三ノ四第四項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | |
| 同日委員長から次の報告書が提出された。 昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第一号)審査報告書 | (三月二十二日任期満了の加藤六美の後任) 門田 正三 (同日任期満了の西堀正弘の後任) 藤波 恒雄 | 川出 千速 同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | (四月一日任期満了による再任) 本明 寛 同日内閣から、左記の者を日本銀行法第十三ノ四第四項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | |
| 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定 | 記 中央選挙管理会委員 吉岡 恵一君 堀家 嘉郎君 沖崎 利夫君 中尾 辰義君 中沢伊登子君 佐久間 雅君 | 同日内閣から、同院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。 記 | (四月二十日任期満了による再任) 大山 彰 同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | |
| 同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定 | 同 予備委員 同 予備委員 佐久間 雅君 | 記 | 記 | |

| 官 | 報 | 外 | (号) |
|---------|---|---|--------------|
| 大谷 操君 | 岩本 政光君 | 眞鍋 賢二君 | 昭和六十一年三月四日 |
| 瀬尾 忠博君 | 金丸 三郎君 | 伊江 朝雄君 | 上田耕一郎 |
| 松尾 信人君 | 橋本 敦君 | 下田 京子君 | 参議院議長 木村 隆男殿 |
| 岡本 大君 | 宇都宮徳馬君 | 田 英夫君 | |
| 地方行政委員 | 決算委員 | 補欠 | |
| 辞任 | 矢野後比古君 | 坂元 親男君 | |
| 目黒今朝次郎君 | 倉田 寛之君 | 竹山 裕君 | |
| 小笠原貞子君 | 内藤 功君 | 橋本 敦君 | |
| 法務委員 | 議院運営委員 | 補欠 | |
| 辞任 | 坂元 親男君 | 石井 一二君 | |
| 海江田鶴造君 | 斎藤 十朗君 | 添田増太郎君 | |
| 赤桐 操君 | 林 道君 | 安永 英雄君 | |
| 大蔵委員 | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 | |
| 辞任 | 坂元 親男君 | 石井 一二君 | |
| 添田増太郎君 | 斎藤 十朗君 | 添田増太郎君 | |
| 安永 英雄君 | 林 道君 | 安永 英雄君 | |
| 運輸委員 | 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 | 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 | |
| 辞任 | 穂山 篤君 | 林 道君 | |
| 内藤 功君 | 赤桐 操君 | 安永 英雄君 | |
| 建設委員 | 同期防衛力整備計画に関する質問主意書（秦豊君提出） | 米軍の有事救援問題等に関する質問主意書（秦豊君提出） | |
| 辞任 | 目黒今朝次郎君 | 同期防衛力整備計画に関する質問主意書（秦豊君提出） | |
| 予算委員 | 小笠原貞子君 | 米軍の有事救援問題等に関する質問主意書（秦豊君提出） | |
| 補欠 | 福田 宏一君 | 北海道の酪農・畜産対策に関する質問主意書（小笠原貞子君提出） | |
| 石井 一二君 | 高道路建設・排気ガス汚染問題と肺がん予防に関する質問主意書 | （小笠原貞子君提出） | |
| 加藤 武徳君 | 矢野後比古君 | | |
| 竹山 裕君 | 海江田鶴造君 | | |
| 倉田 寛之君 | 出する。 | | |

- （1）前文で述べた環境庁の委託で行われた結核研究所の研究について、その結果を明らかにされたい。
- （2）環境庁自動車公害課は、「発がん性物質について、点検の対象になつていない。排気ガス規制については、今までも時々規制を行つておる」とあります。そこで、立派な肺がんの予防、長距離トラックの噴射弁の違法行為に対する規制の定期実施などの必要性は認められないようにみられるが、そのとおりか。
- （3）厚生省のがんに対する取り組み方として、例えば、医薬品でがんが発生すると、薬事法施行規則第六十二条の二により、厚生大臣に報告され、副作用委員会にかけられ、その結果、発がんが明らかになつた場合は、例えどんな効果ある医薬品であつても、発売中止となる。発がん物質は、例え微量であつても体内で蓄積されてがんを発生させるので、こうした厚生省当局の施策は当然のことである。発がん性の環境汚染物質は、いや応なく人間の体内にとりこまれるので、医薬品同様の厳格な対応をすべきと考えるがどうか。
- （4）ディーゼル車問題について
- （1）ベンツピレンは、ディーゼル車の排気ガスの中に、ガソリン車のそれより約千倍も多く存在するといわれるが、どうか。
- （2）ベンツピレン・ニトロピレンは発がん性の物質である、との研究結果が報告されているが、政府の見解はどうか。
- （3）ディーゼル車の排気ガスの規制対策を急ぐべきであると考えるが、どうか。
- （4）ディーゼル車は、燃料代が安いこともあって急増しているといわれるが、最近十年間ににおける台数の推移は、乗用車、トラックのそれについてどのようになつてきただか。また、増加一方のこの傾向に対し、自動車関連税制の見直しを考える必要はないか。

三 道路建設による排気ガスの増加について

(1) 都内では、首都高速道路公団による高速道路王子線(北・板橋区など)、道路公団による外環道路(練馬区)や首都圏中央連絡道路など、高速道路の建設を計画しているが、例えば王子線の場合のように公団・都による環境アセスメントでは、「影響が少ない」などの記述が列記されているだけで、沿道に住んでいる一万人以上の公害患者に対する影響評価あるいは疫学的調査を実施する計画すらないのは、どういう理由か。

(2) また、王子線の場合のように、発がん物質であるベンツピレンを含む排気ガスをもつとも大量にまき散らす、とされている道路構造(高架二段、下が主要道路である明治通り)を採用したのはどういう理由か。

四 代替エネルギーについて

(1) 軽油に代わる燃料で完全に燃焼するメタ

ノール車の開発が急がれるところであるが、運輸・環境・通産の各省すでに着手されていることだが、実用化の見込みはいつか。

(2) メタノール車の実用化普及対策として、税制その他の面で、どのような措置を予定しているか。

五 対がん十カ年計画の推進について

内閣は対がん十カ年計画を推進中であるが、肺がんの予防に関してどのような施策を行おうとしているのか。また、以上述べた各項目について今後の施策に取り入れるべき考え方があるかどうか、中曾根内閣の見解を伺いたい。

右質問する。

昭和六十一年三月十八日

内閣總理大臣 中曾根康弘

参議院議員上田耕一郎君提出高速道路建設・排気ガス汚染問題と肺がん予防に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出高速道路建設・排気ガス汚染問題と肺がん予防に関する質問に対する答弁書

一について

(1) ディーゼル自動車の排出ガスによる生体への影響については、現在環境庁において調査研究を継続しているところである。

(2) 及び(3) 自動車の排出ガスによる大気汚染と発がんの相関関係又は因果関係は、いまだ解明されておらず、それらの有無は明らかではない。

自動車の排出ガスについては、従来から一酸化炭素、炭化水素等について規制が行われてきており、定期点検整備及び国による検査が実施されているところである。

二について

ディーゼル車の増加抑制を税制で措置することについては、自動車関係税の性格や税の中立性という観点から、税制の在り方としては適当ではないと考える。

三について

(1) 自動車の排出ガス中のベンツ「a」ピレンの測定については、捕集方法等に問題が残されているものの、これまでに得られた知見によれば、御指摘のような高い水準にあるとは思われない。

(2) ベンツ「a」ピレンについては、発がん性を有することが指摘されており、また、ニトロ

ピレンについては、発がん性を有するとの指摘がなされたことがあるが、これらの物質に

より大気汚染が発がんの原因となつてゐることとはまだ確認されていない。

(3) 自動車の排出ガス低減対策を的確に推進していくため、昭和六十一年十一月に中央公害对策審議会に「今後の自動車排出ガス低減対策

のあり方について」を諮問し、検討を行つてあるところである。

(4) 最近十年間におけるディーゼル車の台数の推移は、乗用車、トラックのそれぞれについて、次のとおりである。

| 年 度 | 乗用車 (単位千台) | | ト ラ ッ ク (単位千台) |
|---------|------------|-------|----------------|
| | 年 | 度 | |
| 昭和五十年度 | 一一一 | 五一 | 一、六〇三 |
| 昭和五十一年度 | 一九六 | 一八 | 一、七六〇 |
| 昭和五十二年度 | 三三七 | 二、九四〇 | 二、二〇六 |
| 昭和五十三年度 | 四六九 | 二、九六八 | 二、五〇〇 |
| 昭和五十四年度 | 六六四 | 二、七四五 | 一、七四〇 |
| 昭和五十五年度 | 八七三 | 三、二二八 | 一、九〇〇 |
| 昭和五十六年度 | 一一〇 | 三、四九四 | 一、一〇〇 |
| 昭和五十七年度 | 一一〇 | 三、七七六 | 一、一〇〇 |
| 昭和五十八年度 | 一一〇 | 一、〇八七 | 一、一〇〇 |
| 昭和五十九年度 | 一一〇 | 一、〇八七 | 一、一〇〇 |

設の状況、環境に与える影響等の諸要素を総合的に勘案して決定されたものである。

四について

(1) メタノールを燃料とする自動車について

は、関係業界において研究開発を進めているとともに、関係省庁においてもメタノール燃料の規格設定のための実験研究、メタノールトラック等の市内走行試験に対する指導等を行つて、円滑な導入に向けて努力しているところである。

(2) メタノール車の実用化普及対策として、税制面では、メタノール自動車に係る自動車税について、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分について、自動車取得税については昭和六十三年三月三十一日までの取得につい

て、それぞれ軽減措置が講じられることとなつてゐる。

五について

「対がん十カ年総合戦略」は、ヒトがんの発がん遺伝子に関する研究、ウイルスによるヒト発がんの研究等を通じて、がんの本態解明を図ることを目標とした研究計画であり、その成果は、肺がん等個別のがんの予防、診断及び治療に反映されることとなると考えている。

アイヌの民族的権利の保障等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年三月十二日

小笠原貞子

参議院議長 木村 隆男殿

主査書

アイヌの民族的権利の保障等に関する質問

今日、北海道内に住むアイヌの数は数万人、道外には数千人といわれている。

その多くは、明治以来の、民族的権利を無視した同化政策により、不当な差別を押しつけられ、生業は不安定で収入も低く、就職・結婚などで特別の困難を余儀なくされている。

私は、今まで、政府の責任でアイヌの民族的権利を保障し、一切の差別の一掃及び生活安定のための特別の対策をとるべきであると主張し、その立場から、いくつかの問題について質問してき

わが党は、昨年の第十七回党大会においての綱領改正で「党は、わが国における少數民族というべきアイヌの生活と権利の保障、文化の保護などを要求してたたかう」ことを新たに明記した。

これは、アイヌの生活と権利の保障を、政策上にとどまらず、わが国の民主主義的改革の重要な一環として綱領上でも位置づけたものであり、歴史的意義をもつものである。

今回改めて、以下の点について質問するので、明確な答弁を求める。

一 「旧土人保護法」にかわる新しい法律の制定について

(1) アイヌに対する歴代政府の過酷な支配と抑圧について、深く反省し、「旧土人」と蔑称する「旧土人保護法」を一日も早く廃止し、それにかわる新しい法律をつくることは、政府の当然の責任と思うがどうか。

(2) 次に政府は、一九八三年十一月十四日、私が「旧土人保護法」を廃止し、新しい法律をつくるべくその検討に着手すべきであると質問したのに対し、旧土人保護法の存廃については「北海道庁を始めとする地元関係者において検討が行われていることから、その結果等も尊重しつつ検討していくことが必要である」(内閣參質一〇〇第一八号)と答弁している。

しかし、國の法律の存廃にかかるこの問題について、政府のどの機関が責任をもつて検討するのか、また、地元関係者との間で、どのような意見交換が行われているのかを、それぞれ明らかにされたい。

日本共産党は、かねてから、一日も早く政

府部内に、アイヌ問題を総合的・民主的に検討する「審議会」を設置し、「旧土人保護法」にかわる「新法」について検討すべきであると主張してきたが、北海道ウタリ協会も「旧土人保護法」の廃止と新法制定を決議している。

政府も当然、政府部内に「審議会」を設置し、検討に着手すべきであると思うが、どうか。カラをはじめ、すぐれた独自の民族的・文化的伝統がある。

(1) アイヌには、世界的な叙事詩といわれるエカラをはじめ、すぐれた独自の民族的・文化的伝統がある。

ところが、それが歴史的に、政府によつて禁止・制限されたこともあつて、今日滅亡の危機にさらされている。

政府は、昭和四十九年三月「(アイヌ)の文化遺産を一つ残さず保存することは、われわれ和人の重大な責任である」と述べている。

また、昭和五十年の文化財保護法の改正案の審議の際、わが党の小巻敏雄参議院議員

(当時)が、アイヌ文化の保存に触れ、「ユーチュカラなどは語録保存にとどめるばかりではなく、國が責任をもつてと積極的な保護策をとるべき」だと主張した結果、附帯決議として「民話、……及びアイヌの民俗文化の保護については、記録的保存にとどめることなく、特別の措置を講ずること。」の一項が加えられたのである。

政府は、この国会の附帯決議を、当然誠意をもつて実行しなければならないと考えるが、どうか。

(2) ユーチュカラは、口頭伝承であるが、高度に磨されたものであり、語れる人が極めて少な

い事實をみた時、その保存のために特別の対策が必要である。現在、芸術的な伝統技法の保存のために行つてゐる「人間国宝」に、早急に指定する措置を講すべきであると思うがどうか。

アイヌについての正しい教育について

学校教育等で、アイヌについての正しい歴史や誇れる民族的文化などが、正しく教えられなければならることは当然である。

しかし、高校の社会科教科書におけるアイヌに関する記述は、検定のたびに書き換えられ、ゆがめられた記述になつてゐる。

この点については、北海道ウタリ協会も昭和五十七年八月、文部省にて抗議書を手渡しているほどである。

このウタリ協会の抗議行動に関連して、北海道教育長は北海道議会で、「文部省や、教科書会社等において、今後適切に対処されることを期待している。」とのべてゐる。

政府は、このような道教育長の答弁等について、承知しているかどうか。また、これをただすために、どのような対策をとつているのか明らかにされたい。

四 当面する生活上の対策について

(1) 子弟教育の振興のため、当面、小・中学校

ににおける入学支度金の給付制度の創設が求められている。

現在、北海道が独自に実施している、専修学校に対する入学支度金及び修学資金の給付制度を創設することについて、政府はどう考

えるか。

また、大学進学者に対する資金貸付けを

(1) 「給付」に改善すると同時に、各種進学奨励資金の単価を現状にあらうように改善することについて、政府はどう考えるか。

(2) アイヌの衣服、衣装、民芸具などの伝統工芸品類の製作に携わる技能者の養成を強化するため、現在実施している機動職業訓練制度の訓練期間を延長することについては、どうか。

(3) アイヌの圧倒的多数は、季節労働者である。したがつて北海道の冬期間における厳しい労働条件下で、生活苦に追いやられている現状をふまえ、雇用保険制度の九十日復活を実現することについては、どうか。

右質問する。

昭和六十一年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 隆男殿

参議院議員小笠原貞子君提出アイヌの民族的権利の保障等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小笠原貞子君提出アイヌの民族的権利の保障等に関する質問に対する答弁

一について

(1) 北海道旧土人保護法の存廃については、現在、北海道に「ウタリ問題懇話会」が設けられ、地元関係者によつて検討が行われているところであり、その検討結果等も尊重しつつ関係省庁においても検討していくことが必要であると考えている。

また、今日までのウタリ諸対策の実施により、ウタリを取り巻く社会的、経済的環境等は漸次改善されつつあるものと考えているので、新しい法律の制定が必要であるとは考えていらない。

(2) ウタリ対策事業は、広範多岐にわたり、関係省庁も多いので、これらの対策の総合的な検討を行うため、関係省庁で協議の結果、「北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議」を設置し、関係省庁が連絡を密にして、國の立場からも総合的なウタリ対策を積極的に協力、推進してきたところである。

また、北海道においては、「北海道ウタリ福祉対策」(第一次計画(昭和四十九年度～昭和五十五年度)、第二次計画(昭和五十六年度～昭和六十二年度))の策定時及び毎年度の国への予算要望時に、ウタリの意見を十分徴していると聞いている。

このような方法で、今までウタリ諸対策を実施してきたことにより、ウタリを取り巻く社会的、経済的環境等は漸次改善されつつあるものと考えているので、審議会の設置が必要であるとは考えていない。

(1) アイヌの民俗文化財については、ユーラシアの建築技術及び儀礼を記録作成等の措置を講すべき無形の民俗文化財として選択し、さらに、アイヌ古式舞踊については重要無形民俗文化財に指定して、その保護を図っているところであり、また、北海道教育委員会等が行う北海道内アイヌ民俗文化財調査及び地域伝承活動並びに映像記録作成等の事

業について助成を行い、その保存の充実に努めているところである。

(2) いわゆる人間国宝とは、重要無形文化財の保持者として認定されている者のことであり、この認定は、芸能や工芸技術における高度に練磨された芸術的な伝統技法の保存のために行われる措置であつて、口頭伝承や習俗等については、事柄の性質上該当しないものである。

昭和五十七年八月、社団法人北海道ウタリ協会から、アイヌに関する教科書の記述について文部大臣あてに抗議書の提出があつたが、教科書の検定は、教科書の記述が客観的で公正なものとなり、かつ、適切な教育的配慮がなされたものとなるようとの立場から行つているところである。

四について

(1) ウタリ子弟の高等学校、高等専門学校及び大学への進学を奨励するため、進学奨励事業を実施し、その充実に努めてきたところであるが、専修学校について新たに制度を設けることは考えていない。

ウタリ対策大学進学奨励事業については、昭和五十七年度に見直しを行い、進学奨励費について給付制から貸与制に切り替えたものであり、給付制に戻すことは考えていない。

進学奨励費の単価については、逐年改善を図ってきたところであり、昭和六十一年度においても、月額高等学校等で国公立学校五百円、私立学校千円の単価増、大学で国公立学校千円、私立学校三千円の単価増をそれぞれ

図ることとしている。

(2) アイヌの伝統工芸品類の製作に携わる技能者の養成に係る職業訓練については、これに必要な基礎的技能を習得させることをねらいとして実施されているものであり、現行の訓練期間で足りるものと考へる。

(3) 旧失業保険制度における季節労働者に対する給付については、保険原理上、また、給付と負担の公平という見地から、大きな問題であつたが、雇用保険制度においては、このようないい問題を解決するため、季節労働者の生活実態及び従来の受給実績を勘案して、五十日分の特例一時金制度をとつていてものであり、これを再び旧制度におけるような、一般並みの給付を行うよう改めることは困難である。

昭和六十一年三月二十四日 参議院会議録第七号

明治三十五年三月三十日
郵便物記可

発行所

東京都港区虎ノ門二十一番四号
大藏省印刷局 平105
電話 東京 五二一四二一(大代)
二定印一四部